

第3次潮来市障害者計画
潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を目指して

令和3年3月
潮 来 市

(表紙裏)

はじめに

本市では「ともに生きる社会づくり」を基本理念に掲げ、平成30年3月に「第3次潮来市障害者計画」「潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を目指し、取り組んでいるところです。

この度、「第3次潮来市障害者計画」の中間の見直しを行うとともに、新たに「潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定致しました。

本計画は、国の基本指針を踏まえるとともに、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画として策定したものです。今後とも、共生社会の実現を目指して「我が事」の人づくり、「丸ごと」の体制づくりに努めて参ります。

本市は、人口の減少傾向や地域資源の不足など社会的課題も多々ありますが、障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくり、そして「潮来市だからこそできるまちづくり、市民の顔が見える地域づくり」を念頭に、ニーズにあった暮らしが提供できるまちづくりを目指します。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が世界規模となり、これまでの生活とは違い、新しい生活様式が求められているところです。このような状況下ではありますが、支援が必要とされる方へ必要なサービスが継続して提供できるよう体制の強化に努めて参りますので、皆様のより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたりアンケート調査・パブリックコメント・ヒアリング等にご協力をいただきました、市民の皆様並びに障害福祉の関係機関の皆様、また、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「潮来市地域自立支援協議会」の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和3年3月

潮来市長

原 浩道



本計画の構成について

「第3次潮来市障害者計画」「潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の構成は次のようになります。

■本計画書の構成

「第1編 総論」

- 潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画を上位計画として、「障害者計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」の概要及び潮来市における障がいのある人を取り巻く現状をまとめます。

「第2編 第3次潮来市障害者計画」

(平成30年度～令和5年度)

- 計画期間における潮来市の障がい者施策全体がめざす方向性、施策の体系など、計画の基本的な考え方を示します。
- 計画の基本的な考え方にに基づき、潮来市のめざす方向性に向けた施策・事業の展開をあらわします。

「第3編 潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」

(令和3年度～令和5年度)

- 障害者計画における生活支援分野にかかる事業について、計画期間の具体的な見込み、数値目標を掲げます。

「第4編 計画の推進」

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進にあたって、進捗を管理するための推進体制を示します。



目次

第1編 総論

第1章 計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の根拠・位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
6 国の政策等の動向	6
第2章 潮来市の障がい者（児）を取り巻く状況	7
1 人口の推移	7
2 障がい者（児）等の推移	8
3 障害支援区分別の認定者数	13
4 教育の状況	14
5 就業の状況	15
6 住まいの状況	16
7 日中の過ごし方	17
8 社会参加の状況	18
9 将来の生活の不安	19
10 障がい福祉の重点	20
第3章 障がい福祉施策の評価と今後の方向性	21
1 障がい福祉の満足度	21
2 障がい福祉施策の評価	22
3 課題と今後の方向性	24

第2編 第3次潮来市障害者計画

第1章 基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 施策体系	32
3 重層的支援体制の整備に向けたイメージ	34
第2章 施策の内容	35
《基本目標1》お互いを尊重する社会づくり	
1 障がいに対する理解の促進	35
2 情報提供・コミュニケーションの充実	38

《基本目標2》自分らしく生きる社会づくり	
1 相談支援体制の強化	40
2 生活支援の充実	43
3 保健・医療体制の充実	48
《基本目標3》自分らしさを広げる社会づくり	
1 就労機会の充実	50
2 保育・療育、教育環境の充実	53
3 社会参加の促進	56
《基本目標4》安心・安全に暮らせる社会づくり	
1 生活環境の整備	59
2 安心・安全な暮らしの確保	62

第3編 潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方	65
1 基本方針	65
2 令和5年度末における成果目標	67
第2章 障害福祉サービス等の内容と見込み量	74
1 障害福祉サービスの内容と見込み	76
2 障害児福祉サービスの内容と見込み	84
3 地域生活支援事業の内容と見込み	87
4 強化が求められる支援内容	92

第4編 計画の推進

1 地域自立支援協議会の機能強化	93
2 福祉人材の育成・確保	94
3 関係機関等との連携・協働	94
4 計画の点検・管理体制	95

資料編

1 策定経過	97
2 策定委員会設置要綱	98
3 委員名簿	100
4 障がい者に関するマーク	101

■「障害者」の「害」表記等について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- 障害→障がい
- 障害者→障がいのある人、あるいは障がい者(障がいを総称する時に使う)とします。(文章のつながりの中で使い分けます)
- 障害児→障がい児
- 身体障害者→身体障がい者
- 知的障害者→知的障がい者
- 精神障害者→精神障がい者

(目次裏)

第1編 総論

(裏白)

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨と背景

- 国は、国連の障害者権利条約の採択を契機として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）などを制定し、また「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）などを改正するなど、国内法制度の整備を進め、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現を目指した取り組みを講じています。
- 障害者総合支援法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障がい者の重度化・高齢化、及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児、発達障がい児への支援の充実など様々な障がい者への対応の強化が求められています。
- 本市では、平成30年3月に令和5年度末までの6か年を目標とした「第3次潮来市障害者計画」と、令和2年度末までの3か年を目標とした「潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、地域福祉の共通課題とも合わせて障がい者施策の推進に努めてきたところです。
- このたび、障がい者施策の基本的事項や理念、施策・事業の取り組みを示す「第3次潮来市障害者計画」の中間年の見直しを行うとともに、新たに「潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も分け隔てなく、『ともに生きる社会づくり』に向けた取り組みを推進していきます。
- また、令和12（2030）年までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が国連サミットにおいて掲げられており、本計画を推進するにあたってSDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組むものです。



2 計画の根拠・位置付け

「障害者計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」は相互に調和を図りつつ、市政の基本指針となる「潮来市総合計画」並びに「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画として調和を図り策定します。

○障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定めるものです。

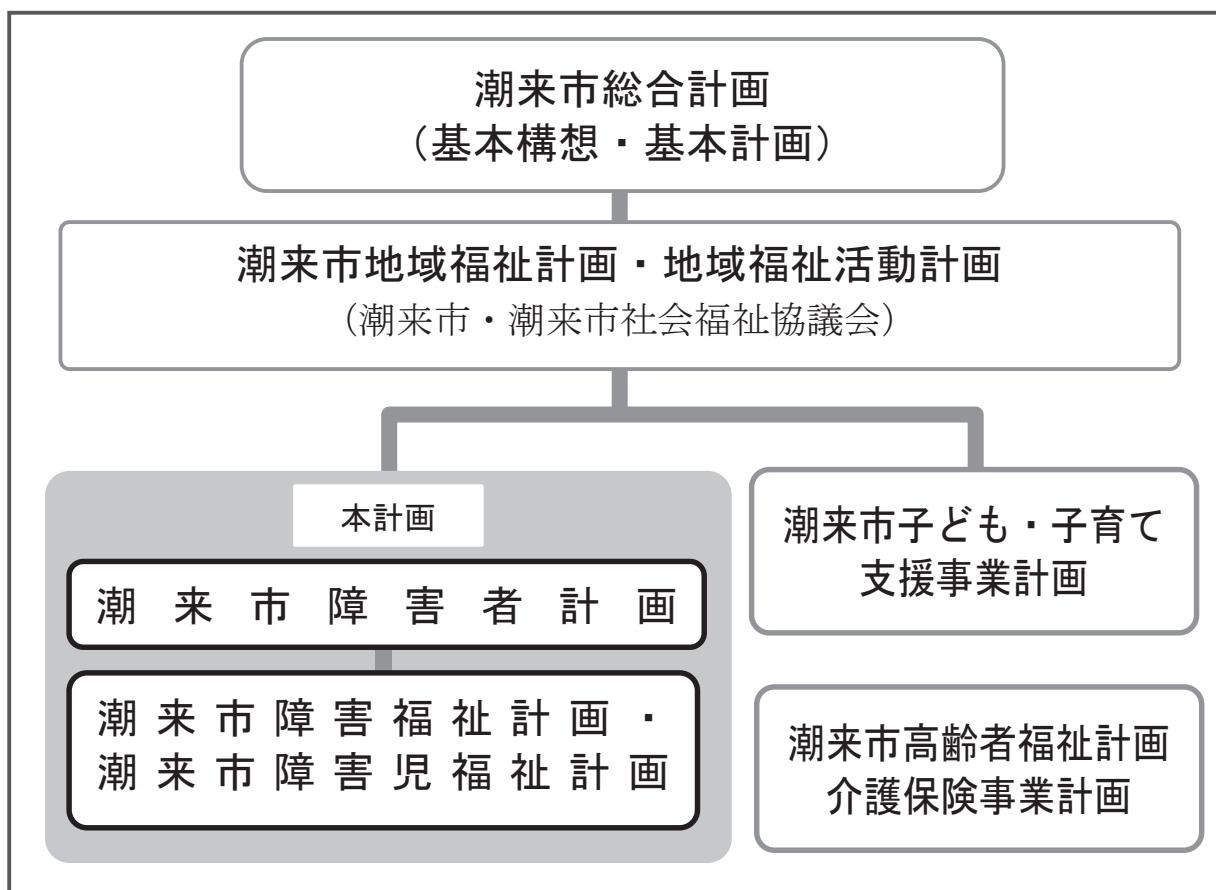
○障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、生活支援サービスの実施計画としても位置付く、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量と提供体制について定めます。

○障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定め、障害福祉計画と一体で作成しています。

■計画の性格



3 計画の期間

- 「第3次潮来市障害者計画」は、平成30（2018）年度～令和5（2023）年度までの6か年を計画期間とします。今回、6か年計画の中間年の見直しとなります。
- 「第6期潮来市障害福祉計画」は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度までの3か年を計画期間とします。
- 「第2期潮来市障害児福祉計画」は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度までの3か年を計画期間とします。

■計画の期間

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基本 障害者 法	第3次潮来市障害者計画 (6か年計画)					
総合 障害者 支援法	第5期 潮来市障害福祉計画 (3か年計画)			第6期 潮来市障害福祉計画 (3か年計画)		
児童 福祉法	第1期 潮来市障害児福祉計画 (3か年計画)			第2期 潮来市障害児福祉計画 (3か年計画)		

4 計画の対象

- 「第3次潮来市障害者計画」：すべての市民を対象とします。
- 「第6期潮来市障害福祉計画」：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方、手帳未取得の障がいのある方、自立支援医療受給者を対象とします。
- 「第2期潮来市障害児福祉計画」：児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）または治療方法が確立していない疾病等のある児童）を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 障害者計画等の策定に係るアンケートの実施

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者の全員を対象として調査を実施しました。

■調査の実施概要

区 分	内 容
調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者 合計1,406人
調査方法	郵送による配付・回収
有効回答数	有効回収数 801人 (57.0%)
実施時期	令和2年7月14日（火）～7月31日（金）まで

■障がいの種類

区 分	回収数	総数に占める割合 (それぞれ重複者含む)
全体（総数）	801人	100%
身体障害者手帳所持者	511人 (うち重複者47人)	63.8%
療育手帳所持者	117人 (うち重複者39人)	14.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	68人 (うち重複者16人)	8.5%
指定難病特定医療費受給者証等所持者	93人 (うち重複者25人)	11.6%
障害福祉サービス（児童）受給者証所持者	41人	5.1%
無回答	45人	5.6%

注) 障害福祉サービス（児童）受給者証所持者は、上記のいずれかの障がいに含まれる場合がある。

(2) 障害福祉サービス提供事業所等への調査並びにヒアリングの実施

○当事者団体・家族会、障害福祉サービス提供事業所等について、現在の活動の状況及び今後の活動意向を把握するためヒアリングを実施しました。

■ヒアリング調査

区 分	団体名（順不同）
当事者団体・家族会	潮来市手をつなぐ育成会 潮来地方家族会 潮来市障がい者児親の会 潮来市身体障害者福祉協議会
障害福祉サービス提供事業所等	(福) 鹿島育成園 鹿島育成園児童寮、鹿島育成寮、 鹿島育成園アイリス (株) グッドライフ グッドライフ潮来（みはる園） 地域活動支援センター れいめい (福) 木犀会 ケアステーション ポプラ (福) 創志会 LSC潮来 (株) サシノベルテ こどもサークル潮来 NPO法人 ふれあい潮来 (福) 潮来市社会福祉協議会 いたこファミリー・サポート・センター

(3) 会議等

①パブリックコメントの実施

○計画案について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

②推進状況の把握（庁内関係所管課等）

○行政の庁内の関係所管課において、各分野の取り組み状況を把握するとともに、計画内容の調整と検討にあたりました。

6 国の政策等の動向

(1) 国「障害者基本計画（第4次）」の策定

○国は、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去するなど、施策の基本的方向を示しています。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
- 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- 着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実

(2) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

○現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障がい者」「子ども」といった対象者ごとに提供・運用されている状況で、サービスのニーズの多様化や複雑化への対応や、サービスに関する人材確保等が課題となっています。

○国は、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」を目指す姿として示しています。

○「第3次潮流市障害者計画」においても「地域共生社会」の実現を目指し、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みや公的な福祉サービスへのつなぎ等、地域だけでは解決できない課題を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制づくりを進めています。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○国の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが掲げられています。

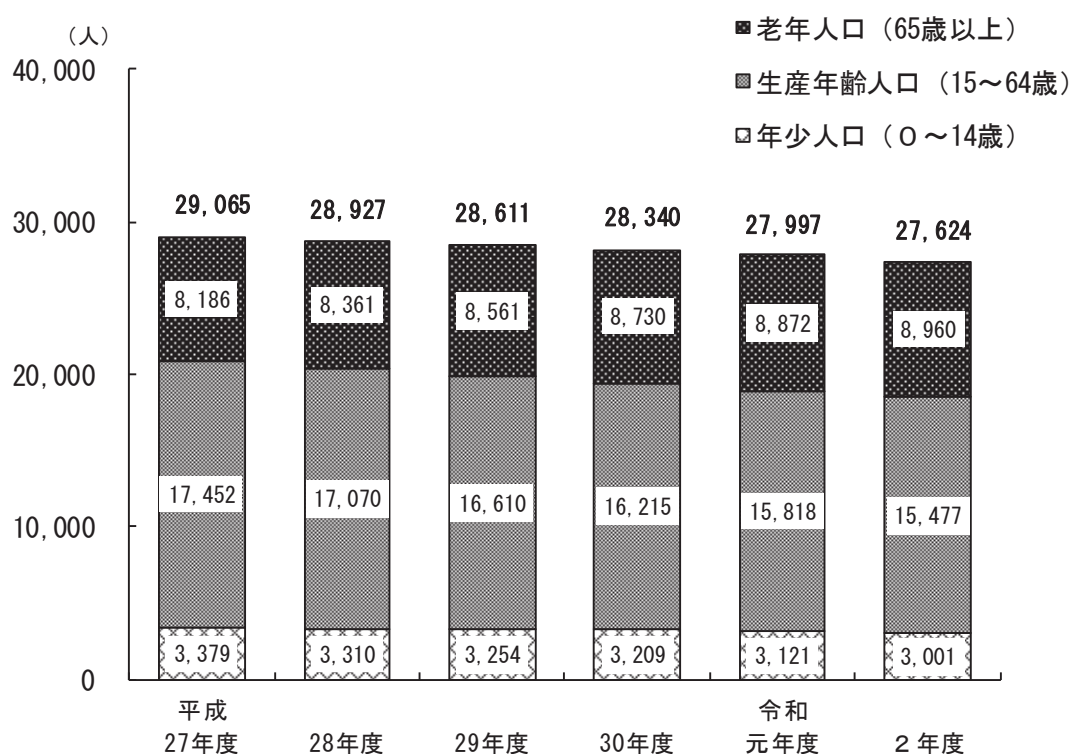
第2章 潮来市の障がい者（児）を取り巻く状況

1 人口の推移

○総人口は、令和2年度に27,624人となっており減少傾向です。

○年齢別構成比の推移をみると、老年人口の構成比は平成29年度に30%を超え、令和2年度は32.7%に上昇しています。

■人口の推移



■年齢別構成比の推移

〈上段：人 (人) 下段：割合〉

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
総人口	29,065	28,927	28,611	28,340	27,997	27,624
老年人口 (65歳以上)	8,186 (28.2%)	8,361 (29.1%)	8,561 (30.1%)	8,730 (31.0%)	8,872 (31.9%)	8,960 (32.7%)
生産年齢人口 (15~64歳)	17,452 (60.1%)	17,070 (59.4%)	16,610 (58.4%)	16,215 (57.6%)	15,818 (56.9%)	15,477 (56.4%)
年少人口 (0~14歳)	3,379 (11.6%)	3,310 (11.5%)	3,254 (11.4%)	3,209 (11.4%)	3,121 (11.2%)	3,001 (10.9%)

資料：常住人口調査（総人口は年齢不詳を含む）各年4月1日

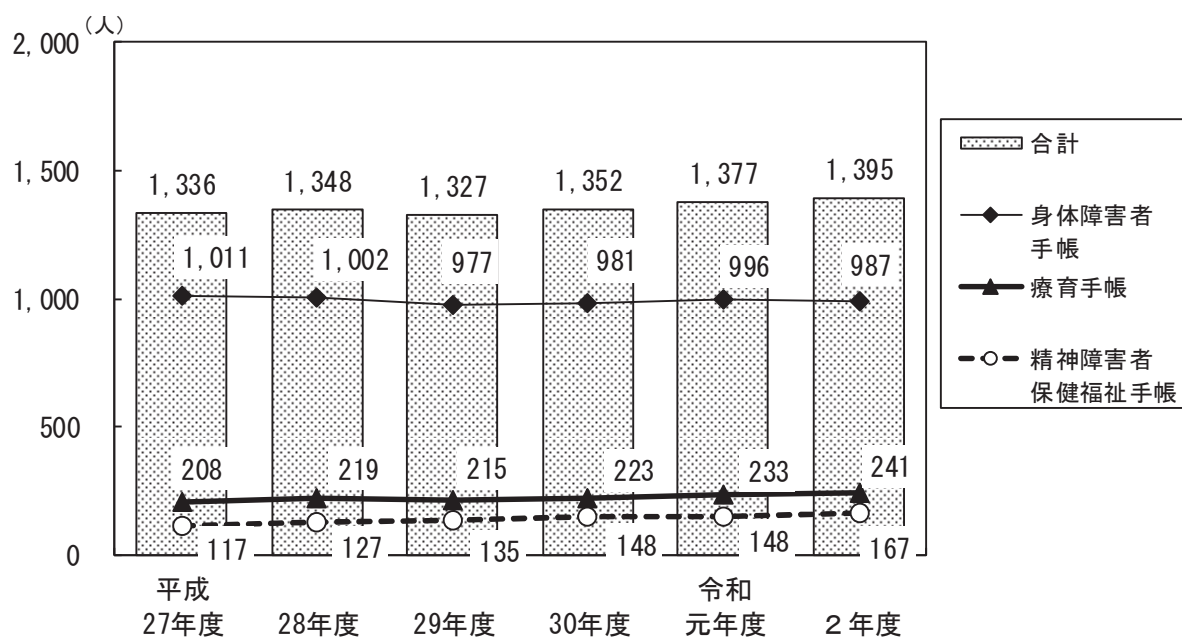
2 障がい者（児）等の推移

（1）障害者手帳所持者の推移

○本市の障害者手帳の所持者は、令和2年4月1日現在1,395人で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は5.0%となっています。

○障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が令和2年度に987人で全体の70.8%を占めています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

注）障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

■総人口に占める障害者手帳所持者の割合

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
総人口に対する割合	4.6%	4.6%	4.6%	4.7%	4.9%	5.0%

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

- 身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成27年度に1,011人でしたが、その後減少して令和2年度は987人となっています。
- 障がいの等級別では、1級（重度）の所持者が最も多く、令和2年度は359人です。障がいの重度化傾向が続いています。
- 障がい部位をみると、肢体不自由（上肢、下肢障害・体幹機能障害・脳原性運動機能障害）が最も多く、令和2年度は496人で身体障がい者の50.3%を占めています。

■身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
合計		1,011	1,002	977	981	996	987
年齢	18歳未満	14	17	16	16	17	16
	18歳以上	997	985	961	965	979	971
等級	1級（重度）	340	340	346	340	354	359
	2級	178	169	165	162	155	151
	3級	160	161	143	146	152	138
	4級	211	211	204	209	217	218
	5級	77	76	70	71	56	69
	6級（軽度）	45	45	49	53	62	52
障がい 部位	視覚障害	72	71	69	67	66	62
	聴覚・平衡機能 障害	87	87	82	91	93	89
	音声・言語・ そしゃく機能 障害	9	9	8	8	9	9
	肢体不自由	542	528	519	512	507	496
	内部障害	301	307	299	303	321	326

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者（知的障がい）の状況

○療育手帳所持者の推移をみると、平成27年度の208人から令和2年度は241人に増加しています。

○年齢別では、18歳以上が令和2年度は200人で、全体の83.0%を占めています。

○障がいの判定（等級）別でみると、令和2年度はA判定（重度）が67人、B判定（中度）が69人とやや多い状況です。

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
合計		208	219	215	223	233	241
年齢	18歳未満	35	37	36	33	37	41
	18歳以上	173	182	179	190	196	200
等級	㊤（最重度）	39	41	43	45	46	47
	A（重度）	63	65	60	58	62	67
	B（中度）	57	59	60	66	71	69
	C（軽度）	49	54	52	54	54	58

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成27年度の117人から令和2年度は167人で50人増加しています。
- 障がいの判定（等級）別でみると、令和2年度は2級（中度）が102人で最も多くなっています。
- 自立支援医療（精神通院）対象者も増加しており、令和2年度は322人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人)

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
合計		117	127	135	148	148	167
等級	1級（重度）	16	18	15	14	21	26
	2級（中度）	80	84	87	91	95	102
	3級（軽度）	21	25	33	43	32	39

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院）対象者の推移

(単位：人)

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
自立支援医療費 対象者	285	288	297	286	306	322

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(5) 難病患者の状況

- 「難病」とは、原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称です。障害者総合支援法が施行され、法の対象となる障がいの範囲に「難病等」が追加されたことで、法令で定められた疾患については、障害福祉サービスの対象となっています。
- 本市では、難病を患って一般特定疾患医療給付を受給している人は、令和2年度現在で171人です。
- 特定の慢性疾患を患っている子ども（18歳未満）の医療費を公費負担する小児慢性特定疾患医療受給者は、令和2年度現在で21人となっています（潮来保健所調べ）。

■一般特定疾患医療給付受給者の推移

(単位：人)

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
受給者数	157	186	180	160	159	171
疾患数	110	306	330	330	331	333

資料：潮来保健所（各年4月1日現在）

■難病患者・慢性疾患の児童の推移

(単位：人)

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
小児慢性特定疾患 医療受給者	16	17	17	23	23	21

資料：潮来保健所（各年4月1日現在）

注) 難病：①原因不明、治療方法が未確立で、後遺症を残す恐れが少ない疾病。または、②経過が慢性的であるため、経済的な負担がかかるだけでなく、介護などに非常に人手がかかるため、家族の負担が重く、また精神的にも負担が重い疾病のこと。

3 障害支援区分別の認定者数

○障害者総合支援法では障害福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がい者が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの程度に関する尺度として、「障害支援区分」の制度が導入されています。

○本市の障害支援区分別認定者数は、令和2年8月末現在185人です。区分別で見ると、最も重度の「区分6」が54人で多く、次いで「区分4」が47人となっています。

○障がい種別では、令和2年8月末総数185人のうち、身体障がい者が51人、知的障がい者が111人、精神障がい者が23人となっています（重複障がいを含む）。

■障害支援区分別認定者数

(単位：人)

		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		総数	
		H30年 8月末	R2年 8月末	H30年 8月末	R2年 8月末	H30年 8月末	R2年 8月末	H30年 8月末	R2年 8月末
↑ 軽度 ↓ 重度	区分1	0	0	1	3	2	2	3	5
	区分2	3	3	13	12	12	10	28	25
	区分3	9	9	10	13	4	7	23	29
	区分4	11	12	23	31	4	4	38	47
	区分5	6	3	23	22	0	0	29	25
	区分6	24	24	31	30	0	0	55	54
合計		53	51	101	111	22	23	176	185

資料：社会福祉課

4 教育の状況

- 市内には、令和2年度現在、小学校が6校、中学校が4校あり、特別支援学級は小学校に19学級、中学校に9学級あります。
- 本市では、小・中学校学校全体の規模の適正化を進めており、令和3年度より大生原小学校と延方小学校が統合され、小学校は5校になります。
- 特別支援学級の児童・生徒数は、令和2年5月現在、小学校93人、中学校47人となっています。
- 特別支援学校は、近隣に県立鹿島特別支援学校があります。

■特別支援学級の在籍者数の推移 (単位：人)

年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
小学校	学級数	19	19	17	18	18	19
	児童数	69	67	67	78	83	93
中学校	学級数	13	12	12	11	13	9
	生徒数	54	54	58	58	62	47

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校の在籍者数の推移 (単位：人)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
小学部	12	12	13	15	12	19
中学部	6	9	10	12	16	13
高等部	16	19	19	13	14	18
合計	34	40	42	40	42	50

資料：鹿島特別支援学校（各年5月1日現在）

5 就業の状況

○障がい者が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主は障害者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される障がい者を雇用することが義務付けられています。

○令和元年6月1日現在、ハローワーク常陸鹿嶋管内では、基準を達成しているのは66事業所で達成率は52.0%となっています。

■障がい者の就業の状況

区分	年度	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
対象企業数（所）		113	117	113	117	126	127
法定雇用労働者数※1 （人）		16,701	16,966	17,004	17,748	17,972	18,274
雇用障がい者数※2 （人）		295.5	285.5	294.5	300.5	333.5	336.5
実雇用率		1.77%	1.68%	1.73%	1.69%	1.86%	1.84%
達成企業数（所）		72	73	71	69	69	66
達成企業割合		63.7%	62.4%	62.8%	59.5%	55.2%	52.0%

資料：ハローワーク常陸鹿嶋（各年6月1日現在）

※1 平成30年度から対象企業（45.5人以上）、平成29年度までは対象企業（50人以上）の労働者数。鹿行地区のみで、本社が鹿行地区にある事業所。

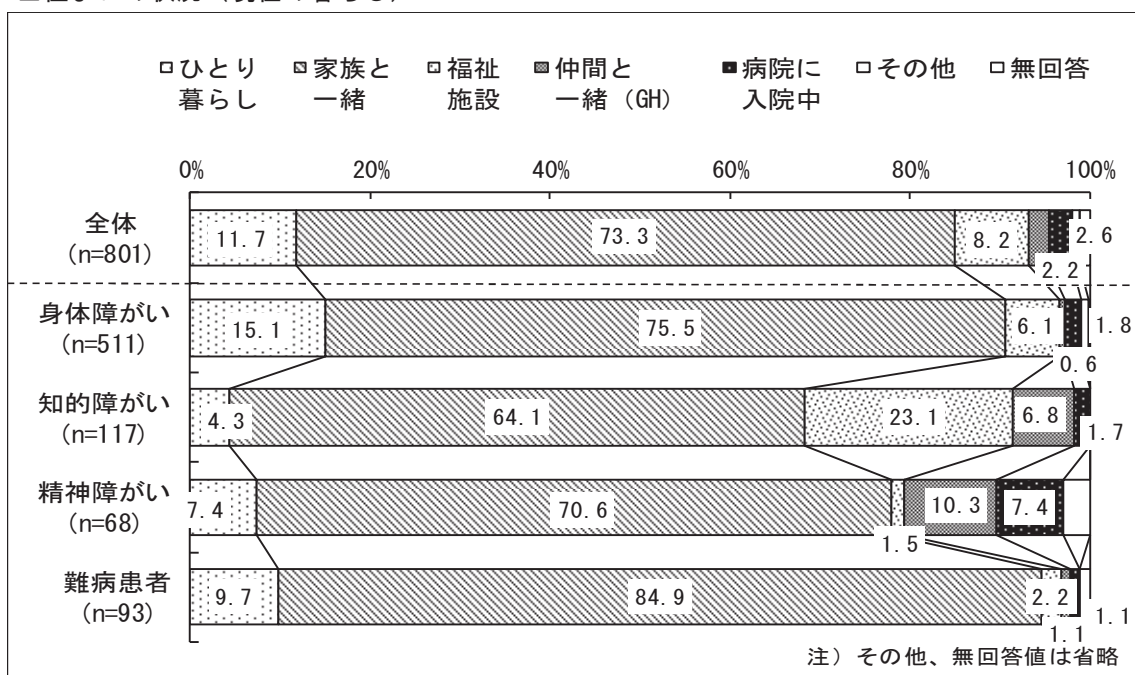
※2 重度身体障がい者又は重度知的障がい者数については、その1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。また、重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者については1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については0.5人分としてみなす。

6 住まいの状況

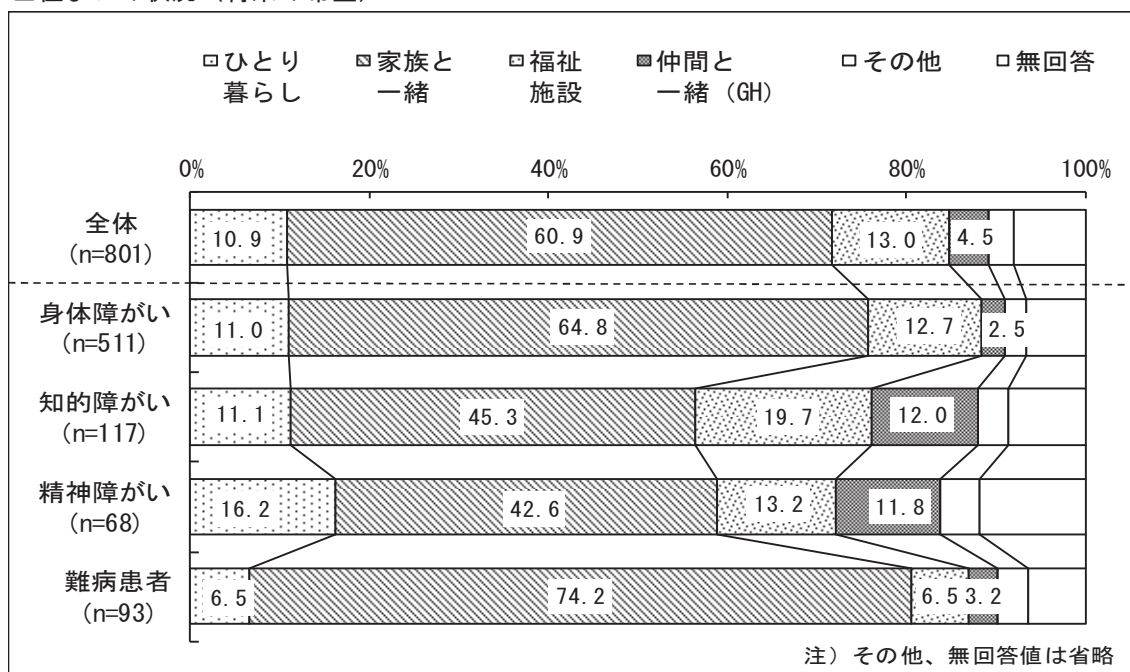
○アンケート結果から障がいのある人の現在の居住形態をみると、全体として、「家族と一緒に」が多くを占めています。その中で、「ひとり暮らし」が11.7%、「福祉施設」が8.2%となっています。

○将来の希望をみると、現在の暮らしと同様に「家族と一緒に」が最も多くなっていますが、知的障がいは「福祉施設」や「仲間と一緒に（グループホーム）」、また、精神障がいは「ひとり暮らし」が他の障がいと比べて多くなっています。

■住まいの状況（現在の暮らし）



■住まいの状況（将来の希望）

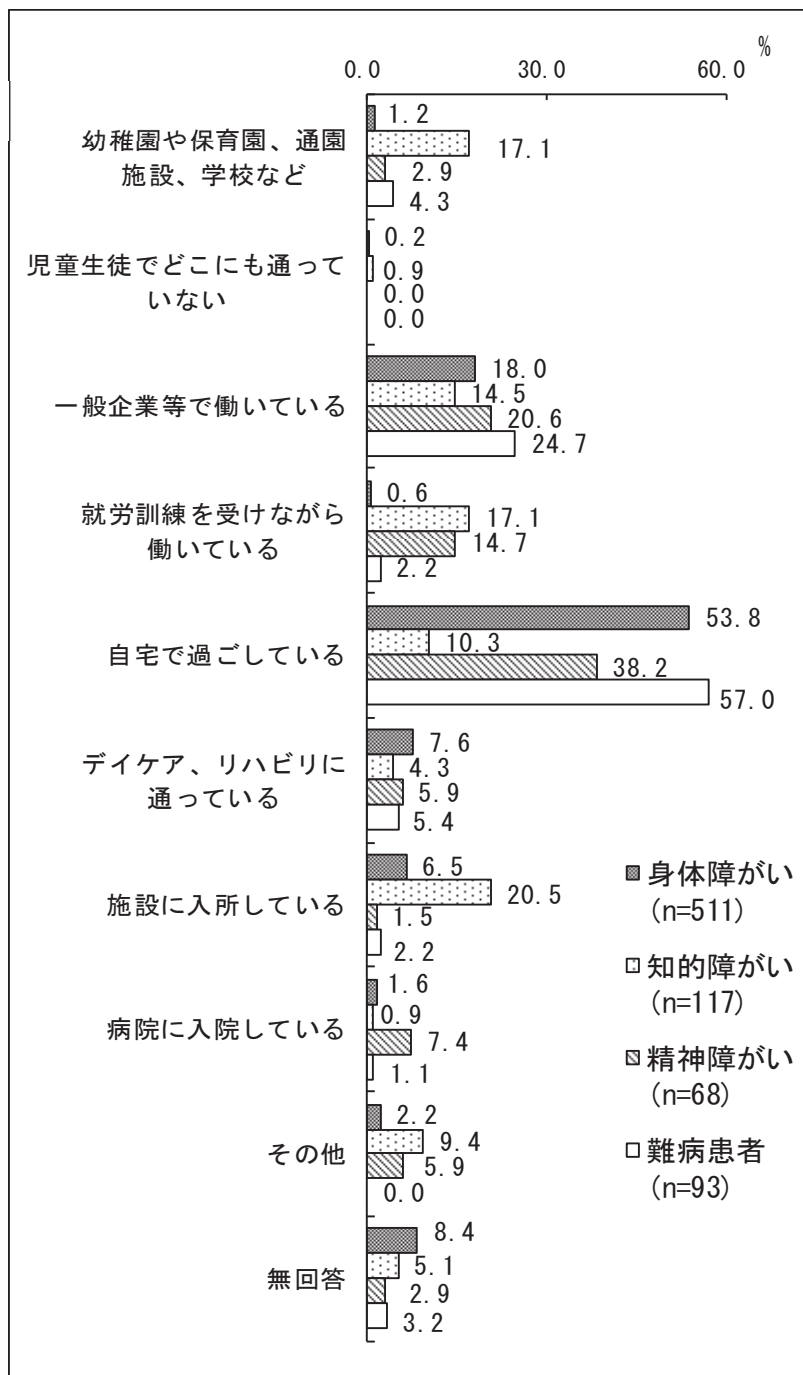


7 日中の過ごし方

○アンケート結果から障がいのある人の平日の昼間の過ごし方をみると、知的障がい以外は「自宅で過ごしている」といった回答が多くなっています。

○また、知的障がいは「幼稚園や保育園、通園施設、学校など」や「施設に入所している」が多くなっています。

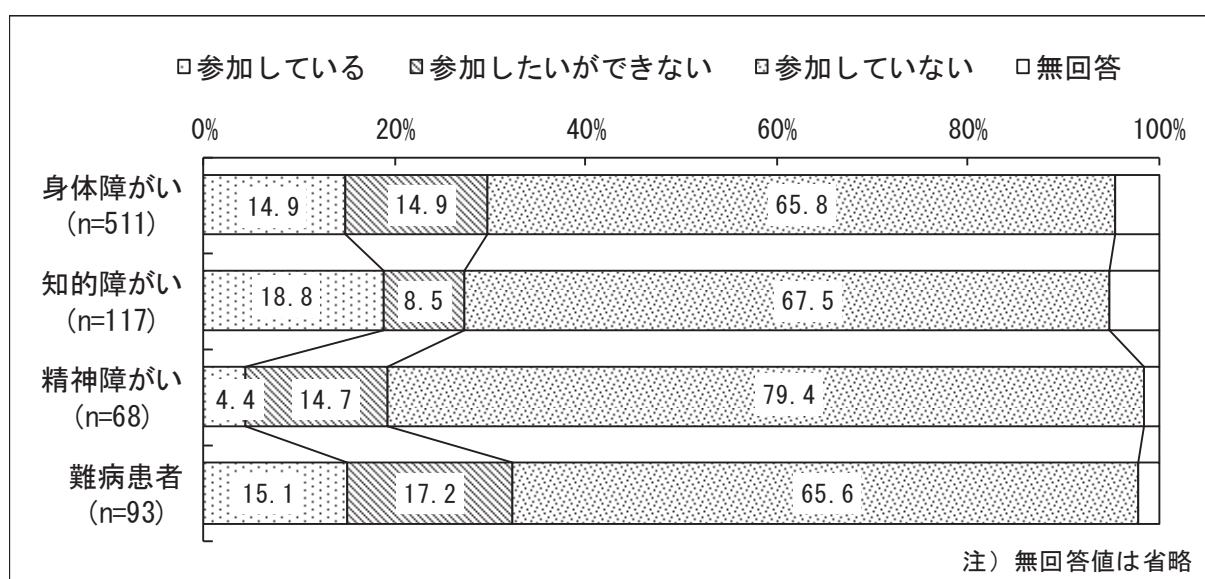
■平日の昼間の過ごし方



8 社会参加の状況

- アンケート結果から障がいのある人の文化芸術活動やスポーツ活動の参加状況を見ると、どの障がいにおいても「参加していない」割合が高い状況です。
- 障がい種別にみると、精神障がいの「参加している」割合が4.4%で特に低い割合です。
- ヒアリング調査では、学校を卒業してしまうと外出の機会が極端に減少してしまうことや、地域に参加できる場が少ないといったような課題が聞かれます。

■ 文化・スポーツ活動への参加

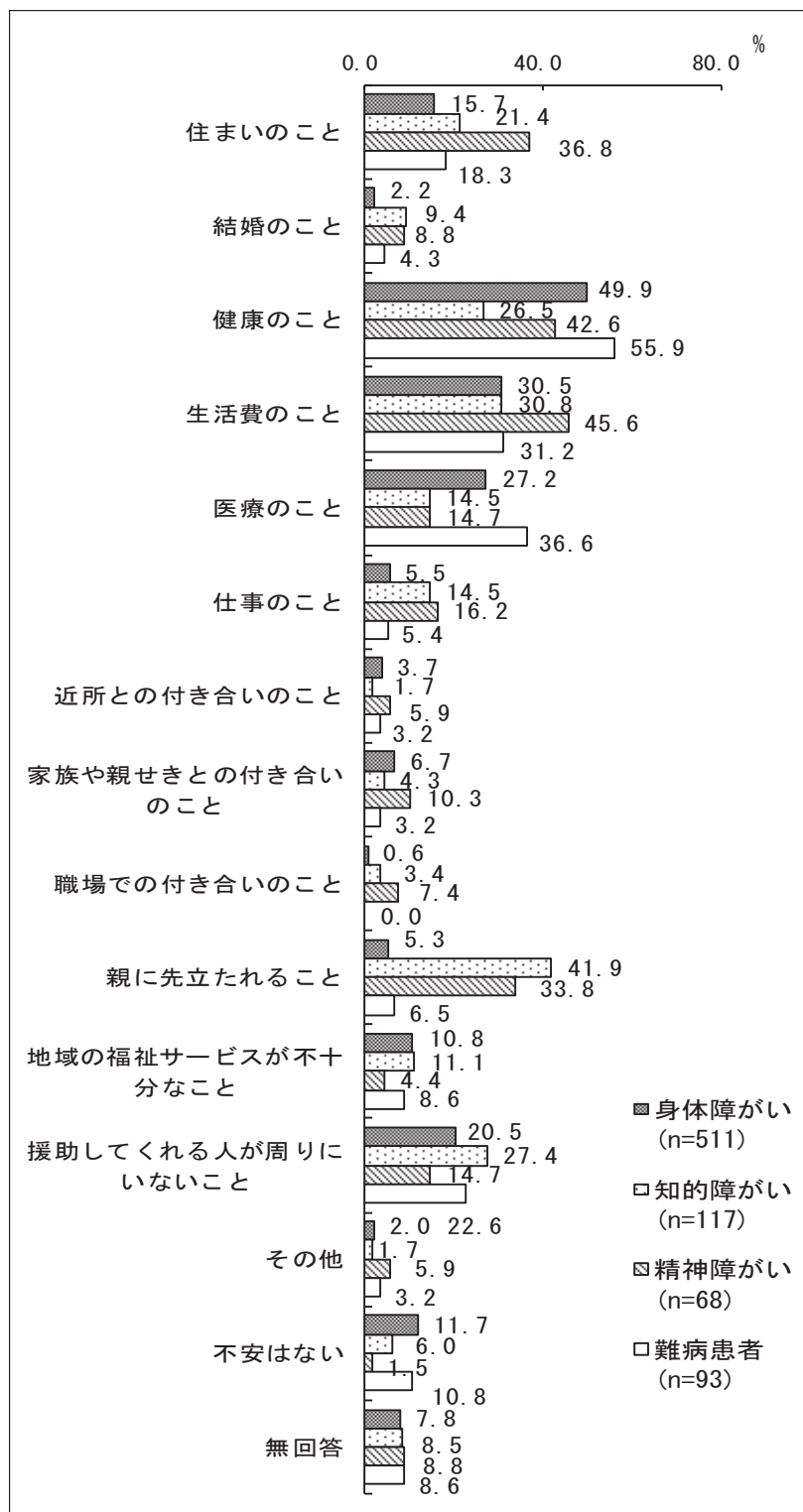


9 将来の生活の不安

○アンケート結果から将来の生活の不安をみると、身体障がいや難病患者は「健康のこと」や「医療のこと」が比較的高くなっています。

○また、知的障がいは「親に先立たれること」、精神障がいは「生活費のこと」が最も高くあげられています。

■ 将来の生活の不安

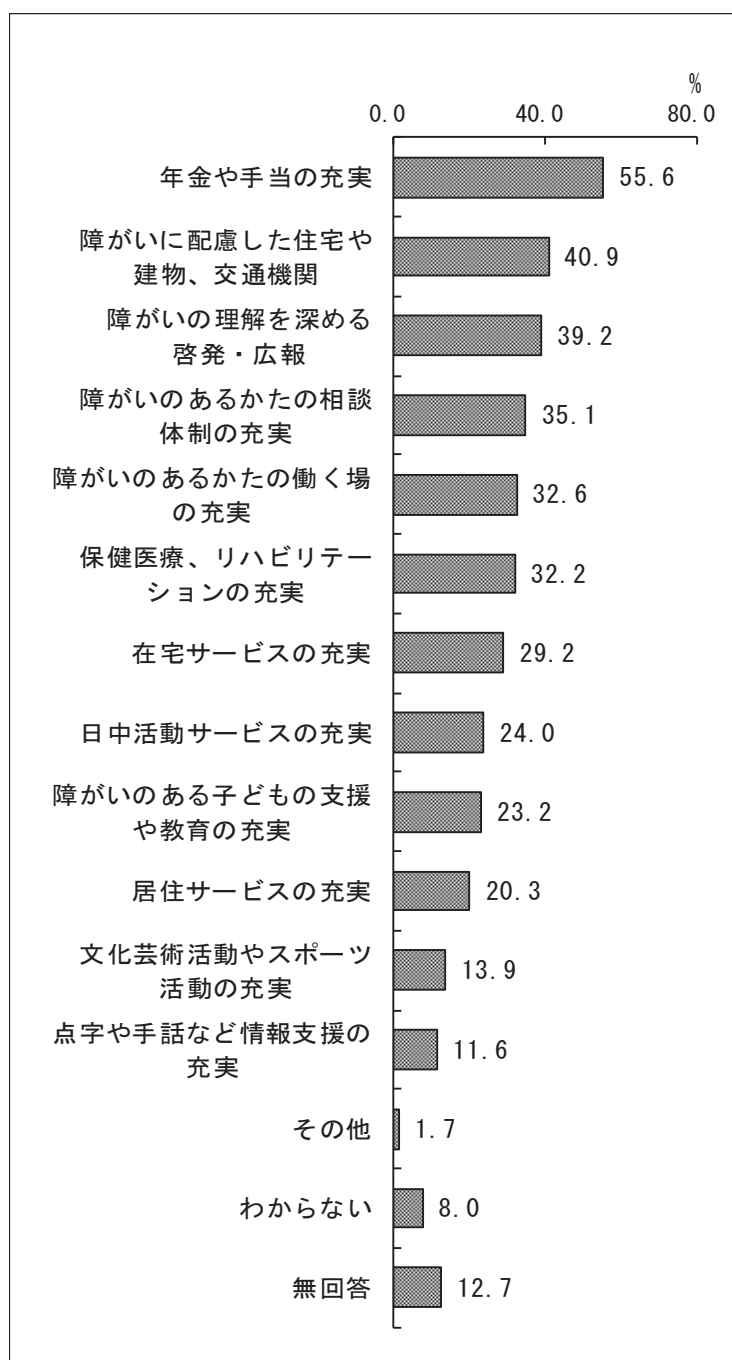


10 障がい福祉の重点

○アンケート結果から障がい福祉の重点をみると「年金や手当の充実」が最も高く、次に「障がいに配慮した住宅や建物、交通機関」や「障がいの理解を深める啓発・広報」が高くあげられています。

○特に、精神障がいは「年金や手当の充実」が他の障がいよりも高く、知的障がいは「障がいの理解を深める啓発・広報」や「障がいのあるかたの働く場の充実」も比較的高くあげられていました。

■ 障がい福祉の重点



第3章 障がい福祉施策の評価と今後の方向性

1 障がい福祉の満足度

○障がい福祉に関するアンケート結果について、『(ケ)健康相談、健康診査』や『(ス)相談窓口の使いやすさ』、『(エ)学校等の福祉教育』の満足度が比較的高く、特に『(カ)障がい児への保育・療育』の評価や全体の平均が上がってきています。

■ 障がい福祉の満足度【4段階評価】

項目	前々回調査 (H26)	前回調査 (H29)	今回調査 (R2)	評価 (H26→R2)
(ア) 障がいの理解を深める取り組み	2.42	⑤ 2.43	2.43	0.01
(イ) ボランティアなどの福祉活動	④ 2.48	③ 2.46	2.43	▲ 0.05
(ウ) 文化芸術・スポーツ活動	③ 2.53	2.38	2.40	▲ 0.13
(エ) 学校等の福祉教育	⑤ 2.46	④ 2.44	③ 2.51	0.05
(オ) 障がい児の学校教育	2.41	⑤ 2.43	④ 2.49	0.08
(カ) 障がい児の保育・療育	2.11	2.42	⑤ 2.46	0.35
(キ) 働く場の確保	2.38	2.17	2.22	▲ 0.16
(ク) 総合支援法以外の福祉サービス	① 2.67	2.38	2.38	▲ 0.29
(ケ) 健康相談、健康診査	2.37	① 2.60	① 2.62	0.25
(コ) 医療やリハビリ体制	2.40	2.32	2.38	▲ 0.02
(サ) 点字や手話等の情報提供	2.41	2.33	2.36	▲ 0.05
(シ) 障がい者の人権擁護	⑤ 2.46	2.38	2.38	▲ 0.08
(ス) 相談窓口の使いやすさ	② 2.64	① 2.60	② 2.60	▲ 0.04
(セ) 災害時の避難・支援	2.28	2.27	2.35	0.07
(ソ) まちの歩きやすさ移動の便利さ	2.09	2.09	2.17	0.08
(タ) 公共施設の使いやすさ	2.33	2.30	2.30	▲ 0.03
(チ) 年金や手当の充実	2.08	2.14	2.25	0.17
(ツ) 暮らしやすい住宅の整備	2.25	2.18	2.25	0.00
(テ) 障害福祉サービス等の情報提供	2.21	2.18	2.31	0.10
(ト) 通所施設の整備	2.34	2.24	2.27	▲ 0.07
(ナ) 入所施設等の整備	2.24	2.21	2.25	0.01
(ニ) グループホームの整備	2.19	2.23	2.26	0.07
(ヌ) 障がい児の通所施設の整備	2.27	2.21	2.27	▲ 0.00
全体の平均	2.35	2.32	2.36	0.01

<「満足度」4段階評価の算出方法>

設問ごとに回答した人の選択肢で、「満足」4点、「まあ満足」3点、「やや不満」2点、「不満」1点をそれぞれ与え、無回答を除いた回答者数から平均点を求めた。(前回、前々回調査と同様)

2 障がい福祉施策の評価

基本目標 1 お互いを尊重する社会づくりについて

- 地域において障がいに対する理解を促進するため、障害者差別解消法や人権教育に関する講演会の開催や学校における福祉教育など、学校や地域とも連携して差別の解消・啓発活動の推進に努めてきました。また、手話通訳者の派遣や手話通訳者の養成研修、声の広報など、障がい者に対する情報提供の充実とともに、多様な手段を用いて情報・コミュニケーション手段の充実にも努めてきました。
- しかし、アンケート結果では、障がいのある方への市民の理解や地域づくりは決して高いとは言えず、特に、知的障がいや精神障がいに対する理解促進が課題です。また、ヒアリング調査では「障がい者との関わりがなければ理解は深まらない」といった意見があり、コロナ禍において地域の行事やイベントの中止が多くなる中でも、可能な範囲で交流の場や交流の機会を確保していくことも大切です。
- 今後とも、障がい者の中でもより周囲から理解されにくい精神障がい、特に「高次脳機能障がい」や「発達障がい」といった障がいの理解を促進するとともに、引き続き視覚障がいや聴覚障がいなどの特性に配慮した情報コミュニケーション方法の工夫も求められます。

基本目標 2 自分らしく生きる社会づくりについて

- 障がい者の生活支援の充実を図るため、相談支援事業所やグループホームなどの確保など障害福祉サービスの充実に努めてきました。また、関係各課と連携して市窓口における相談支援の充実に努めるとともに、市に「潮来市障害者虐待防止センター」窓口を設置し周知を図っています。
- 障害福祉サービスの利用者は増加しており、アンケート結果では利用者のサービスに対する満足度も高くなっていますが、ヒアリング調査においては、計画相談支援や地域移行支援を行う事業所の不足、障害福祉サービスを提供する事業所間の連携や協議の場がないといった課題が指摘されています。
- 本市においては、グループホームをはじめとした障害福祉サービスの提供基盤が整備されつつあるものの、まだ、障がい者一人ひとりがサービスを選択できるところまでは至っていないものと考えられます。
- 今後は、障がいのある方の相談等を総合的に行い中心的な役割を担う基幹型相談支援センターの設置や、保健・医療・福祉の多職種、多機関の連携をより強化し、障がいのある方の多様なニーズに対応できるサービス提供基盤の充実が求められます。

基本目標3 自分らしさを広げる社会づくりについて

- 障がい者の就労促進を図るため、優先調達法に基づく市事業の優先的な発注や、ハローワークと連携した雇用の場の確保・開発などに努めてきました。しかし、コロナ禍において、障がいのある方を取り巻く就労環境は厳しさを増しています。保育・療育については、幼児教室などにおいて、かすみ保健福祉センターや子育て支援課とも連携して巡回支援専門員が個別相談や就学後の相談にも応じるとともに、就学支援相談員や特別支援教育支援員とともに継続的な支援に努めています。
- アンケート結果では、「障がい児への保育・療育」や「健康相談、健康診査」の評価が上がっており、また「学校等の福祉教育」や「障がい児の学校教育」も以前より満足度が高くなっています。
- しかし、ヒアリング調査では、小学校就学後に障がいがあることで放課後児童クラブが利用できず、放課後等デイサービスを利用するにも空きがないため上手くサービス利用に結びついていないケースも見られます。
- このように、保育・療育などの分野においては一定の評価を受けたものの、障がいのある方の就労の場の不足や、障がいのある児童の保育・教育についても、早期から将来の生活に向けて、きめ細かな対応を図っていく必要があります。

基本目標4 安心・安全に暮らせる社会づくりについて

- 障がいのある方等に配慮したまちづくりを進めるために、市庁舎のエレベーターの設置や公共施設のバリアフリー化を進めてきたほか、地域公共交通網形成計画に基づく広域路線バスの運行や福祉タクシー利用券助成など移動手段の確保に努めてきました。
- また、防災体制については、避難行動要支援者名簿の作成や自主防災組織の育成、福祉施設と災害時の避難所の協定を進めるなど、障がい者に対応する防災体制の充実に努めています。
- アンケート結果では「障がいに配慮した住宅や建物、公共交通機関」の充実に向けた意見のほか、災害時に「避難場所の設備や生活環境が不安」といった回答が多くあげられています。また、ヒアリング調査においても、災害時に集団での避難が難しいことや、障害福祉サービス事業所と避難行動要支援者の情報の共有化の課題、福祉避難所を確保して欲しいといった要望が聞かれました。
- 障がい者が「安心・安全」に生活していくためには、福祉関係部署のみならず、多くの課の取り組みと連携して福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

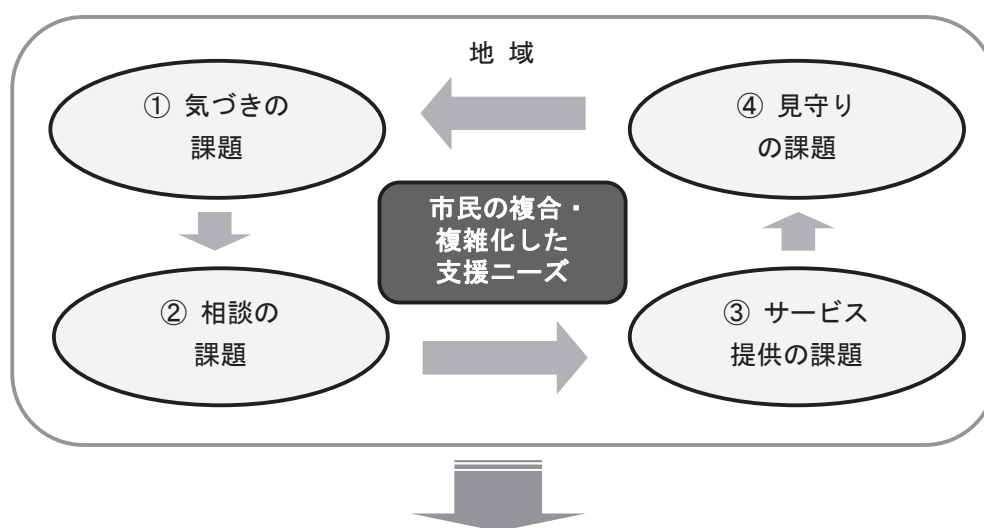
3 課題と今後の方向性

- 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合化してきています。
- 「第3次潮来市障害者計画」「潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」においても、引き続き地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えながら、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実に努めていきます。

■ 地域福祉の重点課題

- ① 支援の手が行き届かず困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）
- ② 話をよく聞き、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）
- ③ サービス提供基盤の確保とサービス利用につなげる（サービス提供の課題）
- ④ 生活の改善に向けて、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）

『必要な支援を包括的に確保するための4つの課題』



- * 福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させる。
- * 困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。
- * 地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築する。
- * 一人ひとりの課題にきちんと寄りそいながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。

(1) お互いを尊重する社会づくりについて

【気づきの課題】

- * アンケートでは、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験を3割がしており、特に知的障がいと精神障がいの方は多く感じていました。
- * 障がい者の中には、地域とのつながりや交流の機会が持てない家庭も見られます。障がいを隠したい人も多い現状ですが、障がい者の社会参加の場を意識して作って関りを深めていくことが大切です。

【相談の課題】

- * アンケートでは、相談や情報を収集するときに「どこに相談すればよいのかわからない」や「しっかり相談にのってもらえるのか不安」といった回答が比較的高く、相談窓口の周知と関係機関と連携した対応が大切です。

【サービス提供の課題】

- * 学校や会社などで差別や嫌な思いをした方も多く、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」の禁止、障がいのある人が困らないように会社・お店などにも配慮を求めていく必要があります。

【見守りの課題】

- * 障害者差別解消法を「知っている」人は1割程度で前回調査よりも低くなっています
- * 障がいのある方に対する地域づくりについて、“知的障がい”や“精神障がい”の方は「進んでいない」と感じています。障がいに対する理解促進を継続して取り組んでいく必要があります。



- ◆ ともに生きる社会づくりへの地域の理解を促進していく必要があります。
- ◆ 障害者差別解消法などの啓発活動に努めていく必要があります。
- ◆ 障がいのある方との交流を通じて理解を深めていく必要があります。

(2) 自分らしく生きる社会づくりについて

【気づきの課題】

- *ヒアリングでは、計画相談支援を行う事業所の不足や理解不足から、障害福祉サービスの利用に結びついていないケースも聞かれます。
- *高齢者と障がいのある人の同居など、日常生活において複合的な課題を抱えている家庭があります。
- *地域との接点がなく、孤立している障がい者の家庭も見られます。

【相談の課題】

- *複合的な相談や課題に対して、丸ごと受け止め、その後の継続的な支援につなげられる体制整備が必要です。
- *「計画相談支援、障害児相談支援」の充実が求められます。しかし、「計画相談支援」を行う事業所が地域に少ない状況です。
- *アンケートでは、困りごとの相談先として「市役所の窓口」が比較的高いですが、市の相談窓口が手狭で、気軽に相談しにくい状況がみられます。

【サービス提供の課題】

- *障がい福祉サービス事業所は地域に増えつつありますが、様々な支援を切れ目なく享受できる体制までには至っていません。
- *福祉サービスを必要としている方のニーズを捉えて、地域の資源を活かしてサービス提供につなげていく必要があります。

【見守りの課題】

- *サービス提供事業者間のネットワークが希薄な現状であり、地域資源を十分に活かしたサービス提供に結びついていません。
- *専門職の人員が不足しており、研修の充実や福祉職の確保が課題です。



◆相談支援の要となる「基幹相談支援センター」の設置が課題です。

◆「地域生活支援拠点」の整備を進めていく必要があります。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要です。

(3) 自分らしさを広げる社会づくりについて

【気づきの課題】

- * アンケートでは、「ひとりで外出できる」人は増加していますが、もっと外出を増やしたいという人が2割います。
- * 外出しやすい環境はハード面の整備だけでなく、障がいに対する周囲の理解も求められています。
- * 障害者就労支援施設の受注機会の拡大に向けて、市や企業が協力していく必要があります。

【相談の課題】

- * 特別支援学校の卒業後の進路について、日中の居場所、就労の場を確保していくことが課題です。
- * 公共施設やイベントは、障がいのある人が利用することを想定してほしい、そうしないと外出をためらってしまうという意見が聞かれます。

【サービス提供の課題】

- * 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など就労定着に向けた支援の充実のほか、工賃向上に向けた取り組みが求められます。
- * ヒアリングでは、自分にあった働き方によって就労を継続できる支援が求められるほか、自力で通勤できないと就労に結び付かない現状もあります。
- * 文化活動やスポーツ活動に参加している人が少ないため、活動の場を積極的に作っていく必要があります。

【見守りの課題】

- * 就学時など切れ目のない継続した支援体制の整備が大切です。
- * ヒアリングから、外出するには必ず送迎が必要になる状況があり、地域の見守りも大切です。



◆事業所等と連携して就労支援の充実に努めていく必要があります。

◆障害者就労支援施設の受注機会の拡大に努めていく必要があります。

◆生きがいつくり、社会参加の促進を図っていく必要があります。

(4) 安心・安全に暮らせる社会づくりについて

【気づきの課題】

- * アンケートでは、災害への備えについて「とくにない」という人が多い状況です。
- * 将来の生活不安として、身体障がいは「健康のこと」、知的障がいは「親に先立たれること」、精神障がいは「生活費のこと」があげられています。

【相談の課題】

- * 障がいの特性で集団の避難が難しい方のニーズに対応してほしいとの声があります。
- * 潮来市地域自立支援協議会（専門部）等において、地域資源の開発やサービスの質の向上などについて課題を共有して取り組む必要があります。

【サービス提供の課題】

- * 市役所の相談窓口が手狭である、公共施設（中央公民館等）がバリアフリーになっていないため使いにくいとの意見があります。
- * 知的障がいと精神障がいの方は、施設入所やグループホームの希望が多くあります。

【見守りの課題】

- * だれもが当たり前で安心して暮らせる地域づくりに努めていく必要があります。
- * 地域住民が他人事でなく『我が事』として関わり、世代や分野を超えて『丸ごと』つながる地域共生社会の構築が求められます。



◆『潮来市地域自立支援協議会』の専門部の設置など、推進体制の強化が求められます。

◆災害に対する自らの備え、安心・安全な避難場所の確保が課題です。

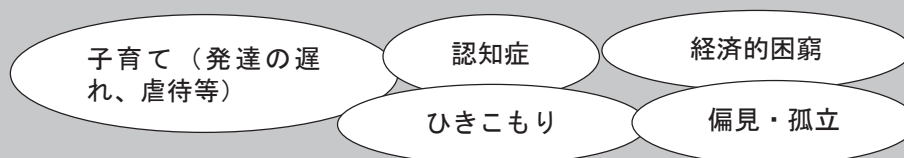
◆支援が必要な方に権利擁護事業の周知と利用促進を図る必要があります。

『重層的支援体制整備』の取り組みについて

*国は、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行う仕組みを構築しています。

*本市においても、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、検討を進めていく必要があります。

◆市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない支援体制を整備する必要性があります。



- ・地域福祉活動を強化する体制（「ほほえみの会いたこ」等）
- ・各種相談に総合的に対応する（総合相談体制）
- ・福祉計画を推進する策定委員会や協議会の体制強化
- ・地域と連携した自主的なサロン等の活動支援
- ・児童、高齢者、障がいのある方への相談対応を迅速に進められる拠点やネットワークの強化 など

(裏白)

第2編 第3次潮来市障害者計画

(裏白)

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画となる「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会に則して、「我が事」の人づくり、「丸ごと」の体制づくりを推進し、だれもが生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる『福祉先進都市』の実現を目指しています。

この方針を踏まえ、「第3次潮来市障害者計画」並びに「潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」では、『ともに生きる社会づくり』を基本理念として定め、障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を図ります。

◇◆ 基本理念 ◆◇

～ **ともに生きる社会づくり** ～

障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を目指して



2 施策体系

今後の取り組みとして、4つの基本目標を掲げます。

《基本目標1》 お互いを尊重する社会づくり

- 障がいのある人もない人もお互いを尊重し、ともに生きる社会を推進します。
- そのため、障がいに対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域と連携した福祉活動や福祉教育の推進、コミュニケーションの充実に努めます。

- 1 障がいに対する理解の促進
 - (1) 差別の解消・啓発活動の推進
 - (2) 地域福祉活動の推進
- 2 情報提供・コミュニケーションの充実
 - (1) 手話言語、情報提供の推進
 - (2) 制度・サービス内容の周知

《基本目標2》 自分らしく生きる社会づくり

- 障がいのある人が必要な福祉サービスを利用し、自分らしく生きる社会を推進します。
- そのため、福祉サービス利用等に関する相談支援の充実とともに、必要な人に必要なサービスが確実に提供される体制の整備に努めます。

- 1 相談支援体制の強化
 - (1) 多様な相談に応じる体制の整備
 - (2) 権利擁護の推進
 - (3) 虐待の防止
- 2 生活支援の充実
 - (1) 在宅サービスの充実
 - (2) 日中活動の場の充実
 - (3) 住まいの確保
 - (4) 経済的な支援
- 3 保健・医療体制の充実
 - (1) 保健事業の充実
 - (2) 医療との連携



《基本目標3》 自分らしさを広げる社会づくり

- 障がいの状態に応じて自分の能力を発揮し、自分の可能性を広げられる社会を推進します。
- そのため、障がいのある人の雇用・就労支援とともに、保育・療育、教育環境の充実、社会参加の促進に努めます。

- 1 就労機会の充実
 - (1) 雇用・就労機会の促進
 - (2) 工賃向上の推進
- 2 保育・療育、教育環境の充実
 - (1) 障がいのある児童の保育・療育
 - (2) 学校教育の充実
- 3 社会参加の促進
 - (1) 社会参加・交流機会の拡大
 - (2) スポーツ・文化活動の充実

《基本目標4》 安心・安全に暮らせる社会づくり

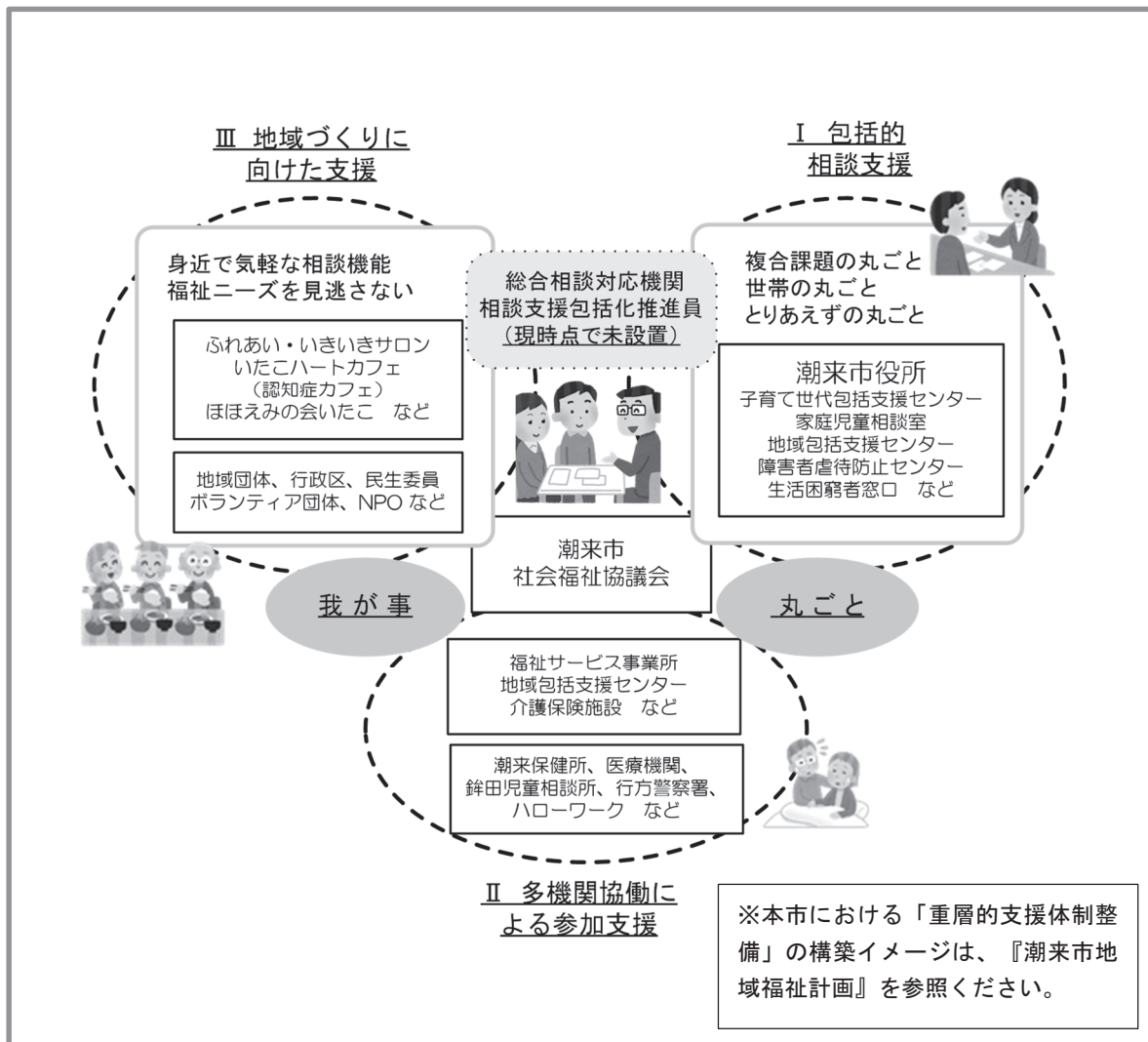
- だれもが生命を脅かされずに安全で安心して暮らせる社会を推進します。
- そのため、生活環境の整備とともに、災害に備えた防災対策の充実、交通安全・防犯対策の充実に努めます。

- 1 生活環境の整備
 - (1) 福祉のまちづくりの推進
 - (2) 行政サービスにおける配慮
- 2 安心・安全な暮らしの確保
 - (1) 防災対策の充実
 - (2) 交通安全・防犯対策の充実

3 重層的支援体制の整備に向けたイメージ

- 近年、世帯の中で福祉課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケースが発生しており、高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談では対応が困難になってきています。
- 国は、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業、相談支援に対して一体的に取り組む制度を構築しています。
- 複合化・複雑化している福祉課題に対して、決して“がまんをさせない”、“手遅れにさせない”、“あきらめさせない”ことが大切であり、そのため、本市において『重層的支援体制』を整備し、市民の複合化・複雑化した支援ニーズの解決を試みることができる体制を構築していきます。

■重層的支援体制の整備に向けた概略イメージ



第2章 施策の内容

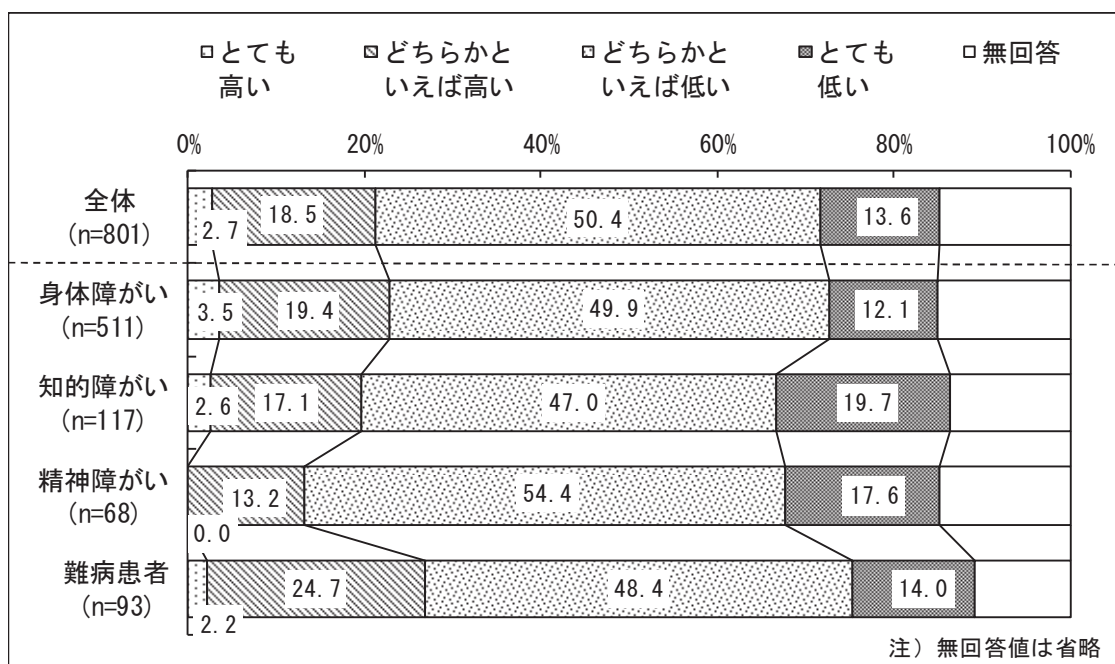
基本目標1 お互いを尊重する社会づくり

1 障がいに対する理解の促進

◆現状と課題◆

- 障がいのある人に対する差別や権利の侵害、あるいは障がいのある人への社会的な障壁の除去を意図的に行わないことは禁止されています。障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」の解消の推進のため、必要な施策を講じ、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指すこととされています。
- アンケート結果では、日常の暮らしの中で、障がいがあるために差別や偏見、いやな思いを約3割の方が経験しており、特に“知的障がい”や“精神障がい”は高い割合でした。また、障がいのある方への市民の理解を見ると「どちらかといえば低い」との回答が多くを占めています。
- ヒアリング調査でも、未だに障がいに対して偏見や理解が低いと感じられることがあるとの意見があるため、引き続き、障がいのある人への理解を深められるよう、市民の理解促進を図っていくことが重要です。

▼障がいのある方への市民の理解



(1) 差別の解消・啓発活動の推進

○障がいへの理解を深めノーマライゼーション社会の実現のため、広報紙やホームページ、リーフレット等を活用して啓発活動を行います。また、地域での人権教育などを通じて、障がいに対する理解の向上に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やリーフレット、社協だより（きずな）等で障がいに対する理解を深める啓発活動に努めます。 ・ 「潮来市地域福祉計画」及び「潮来市地域福祉活動計画」を推進し、市民の福祉意識の醸成に努めます。 ・ 障害者施設展示販売など開催し、継続した活動を展開します。 ・ 「障害者週間」や「人権週間」などに啓発活動を行い、障がい者に対する人権の理解促進を図ります。
総務課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員、教職員を対象に人権教育研修会を開催し、障がい者等の人権に関する啓発を行います。 ・ 人権教育に関する講演会等を開催します。
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権相談員による人権相談を開催します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒理解促進研修・啓発事業

注) 担当課などの組織は、令和3年3月現在。(以下同様)

* 地域で障がいに対して知識が深まっていけば良いと思う。(アンケートから)

* もっと障がいのことについてわかってもらいたい。(アンケートから)

* それぞれの障がいに対して社会全体が理解を深めるよう教育をしてほしい。
(アンケートから)

* まだまだ地域に偏見があり、やや閉鎖的な土地柄と感じる。(ヒアリングから)

(2) 地域福祉活動の推進

- 学校教育の場などにおいて、障がいのある人とのふれあいや交流を進め、障がいに対する理解を深める機会を提供します。
- 社会福祉協議会等と連携してボランティア団体への支援や情報提供を進め、ボランティア活動の活発化を図ります。
- 災害時の見守り活動体制の充実とともに、事業所等と連携して障がいのある人がボランティアなどで活躍できるように努めます。

担当課など	取組内容
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動や社会奉仕体験活動への参加を通じて、思いやりや助け合いの心の育成を図ります。 ・ボランティア体験授業を様々な授業に組み入れ、福祉への関心を高めます。 ・学校において子どもたちの障がい等に対する理解を深めるため、福祉教育を推進します。
社会福祉課 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体の社会参加と生きがいづくりを支援するため、情報提供や情報交換を行います。 ・社会福祉協議会と連携して、手話通訳や声のボランティアの活動をPRし、利用拡大を図ります。 ・災害時における安否確認等の見守り活動を推進します。 ・ボランティアセンターを通じて、障がいのある人が取り組むボランティア活動を支援します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒自発的活動支援事業

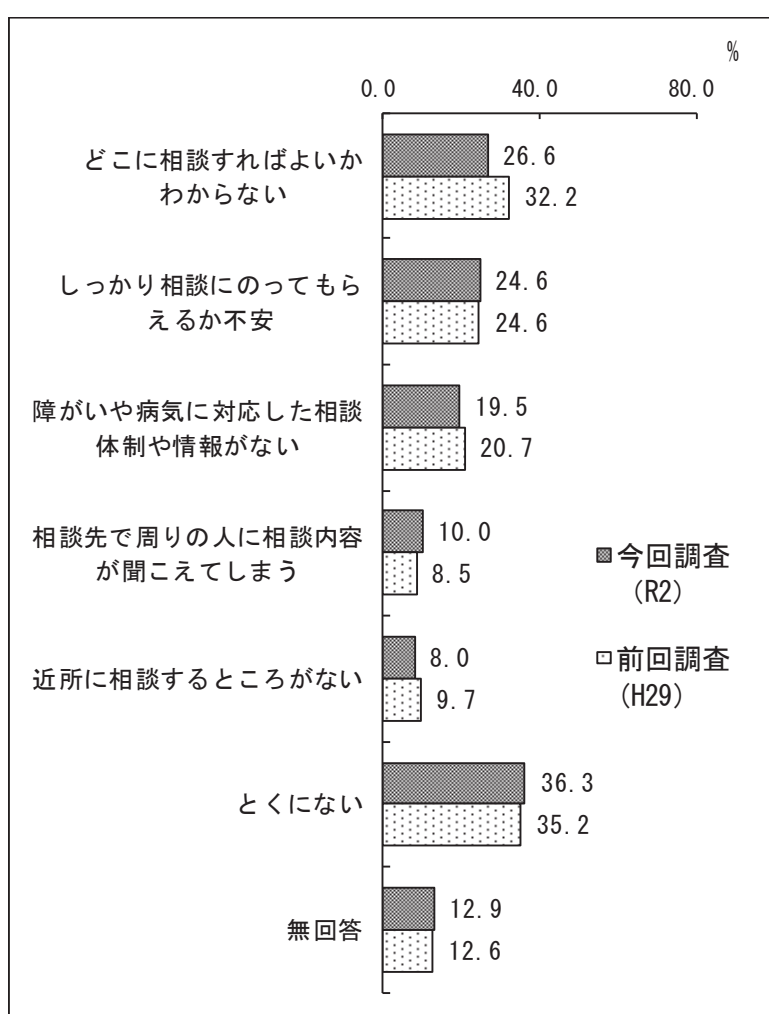


2 情報提供・コミュニケーションの充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果をみると、相談や情報収集するときに困ることとして「とくにない」が最も高くあげられています。次に「どこに相談すればよいかわからない」が続いています。そのため、障害福祉サービス事業所や社会福祉協議会等とも連携して、情報提供の充実を図ることが重要です。
- 障がいのある人が必要な情報を確実に得られるよう、障がいに対応する情報伝達方法の普及や情報機器の活用などを図っていく必要があります。

▼相談や情報収集するときに困ること《複数回答》



(1) 手話言語、情報提供の推進

- 手話言語は音声言語と対等な言語であることの理解と普及に努め、障がいのある人の情報交換を行うための手段や人材の確保に努めます。また、障がいのある人やその家族が必要なときに情報を入手できるよう、様々な情報手段を活用します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語をコミュニケーションの手段として活用できるよう、広域で手話通訳者や要約筆記者の育成を図ります。 ・障がいのある人が、市窓口でスムーズに意思疎通が図れる様々な手段を検討します。 ・社会福祉協議会等と連携し、声のボランティア等と協力して障がいのある方等への情報提供を行います。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の派遣) ⇒手話奉仕員養成研修事業

(2) 制度・サービス内容の周知

- 広報紙やホームページを活用して、障がいのある人が必要とする情報を迅速に提供します。また、障害福祉サービスに関する様々な制度等をわかりやすく情報提供できるよう工夫します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉のしおりを活用して、市の福祉制度や民間事業者の紹介などの周知を図ります。
秘書政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等で、福祉に関する情報や制度等を提供します。 ・音声読み上げ機能等を使うなどして、障がいのある人にも配慮したホームページの活用を進めます。 ・市公式のツイッターやフェイスブック、公式LineなどSNS^(※)を活用して、福祉に関連する行事やイベント、地域情報の迅速な提供に努めます。

※SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

Social networking service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

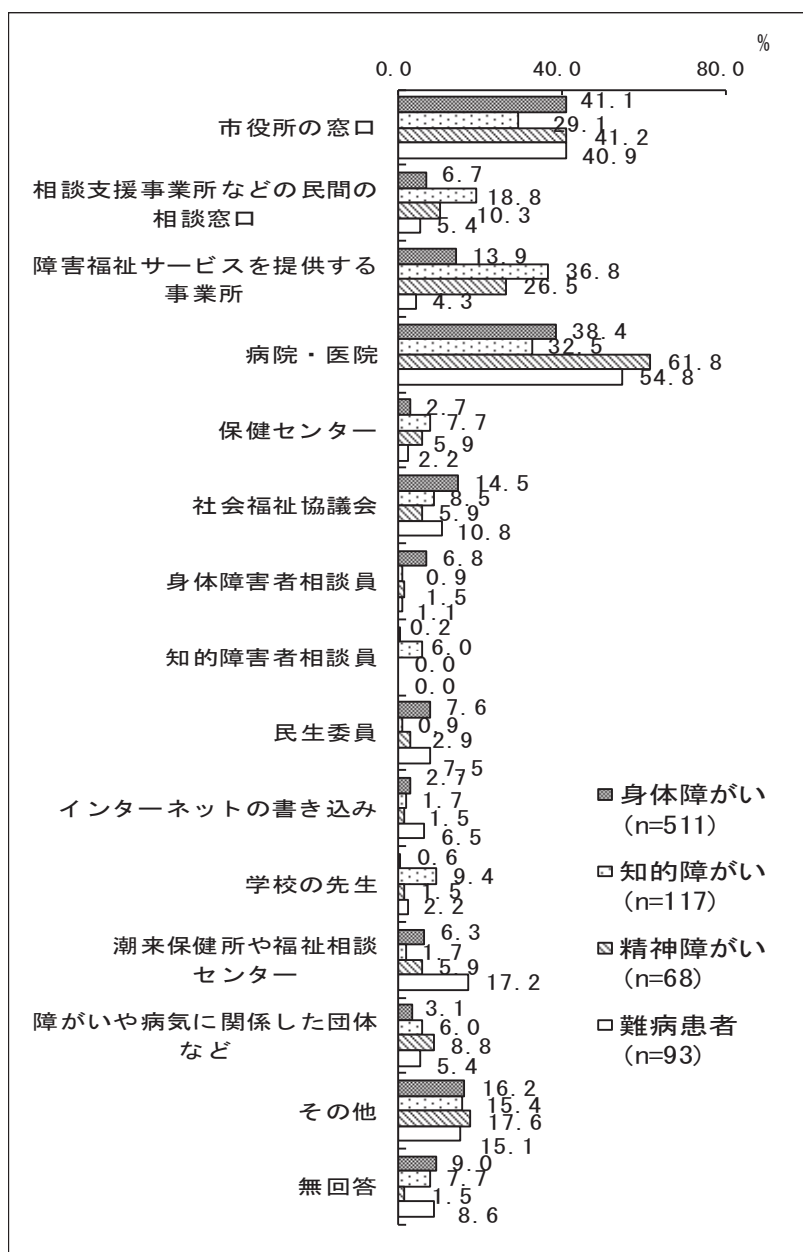
基本目標 2 自分らしく生きる社会づくり

1 相談支援体制の強化

◆現状と課題◆

- アンケート結果をみると、困りごとの相談先として「病院・医院」が高いものの、次に「市役所の窓口」が比較的高くなっています。
- 障がいのある人やその家族にとって、適切な助言やアドバイスを受け、安心して相談できるかは、その後の人生を左右する大切なことです。
- また、市の窓口で相談に行っても庁舎が手狭で相談しにくい状況が見られます。各課が連携した相談対応体制の充実が求められます。

▼困りごとの相談先《複数回答》



(1) 多様な相談に応じる体制の整備

- 障がいのある人が、身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談機関の確保と周知に努めます。
- また、市内外の相談機関や障害福祉サービス提供事業者間との連携強化を図り、高次脳機能障がい、医療的ケア児、発達障がい児などの相談対応や家族を継続的に支援するネットワークの整備に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・「基幹相談支援センター^(※)」の設置を進め、相談支援体制の充実を図ります。 ・市役所の相談窓口の改修や面談室を利用するなどして、相談しやすい環境を整えます。 ・障がいのある人が必要なサービスを適切に使えるように、計画相談支援を行う事業所の確保に努めます。 ・高次脳機能障がい、医療的ケア児、発達障がい児等の相談対応に応じるため、相談支援事業者などと連携を図ります。 ・身近な地域において相談に応じる、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び民生委員児童委員活動を周知していきます。 ・特別支援学校支部会や家族会、親の会等と連携して情報交換を行っていきます。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ★自立支援給付に基づく支援を行います。 【相談支援】 <ul style="list-style-type: none"> ⇒計画相談支援 ⇒地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ⇒障害児相談支援 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒相談支援事業（障害者相談支援事業・住宅入居等支援事業）

※基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的として設置するもの。市町村またはその委託を受けた相談支援事業者がセンターを設置することができる。

(2) 権利擁護の推進

○障がいのため判断能力が不十分な方や高齢者の権利と財産を守るため、支援が必要な人に権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、適切な方法による情報提供や相談窓口を確保します。 ・ 社会福祉協議会と連携して、障がいのため判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業^(※)や成年後見制度^(※)の周知と活用を図ります。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒成年後見制度利用支援事業 ⇒成年後見制度法人後見支援事業

※日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がいのある人等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援する事業です。

※成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度です。

(3) 虐待の防止

○「障害者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえ、関係機関・団体や住民への周知を図るとともに相談支援の体制を整え、障がい者への虐待を防止する地域のネットワークづくりを進めます。

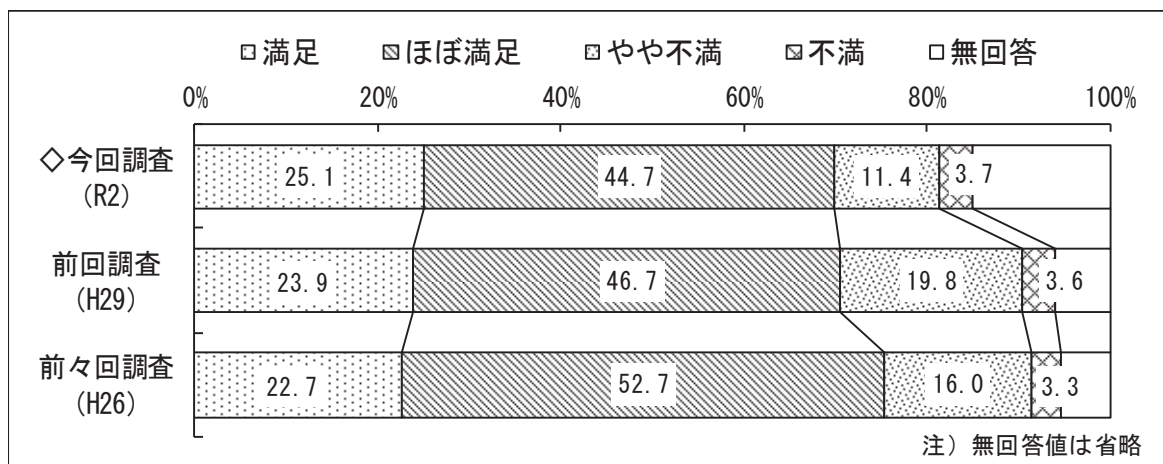
担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立支援協議会並びに専門部会において事例を共有して、障がい者の虐待防止ネットワークの体制整備を図ります。 ・ 「障害者虐待防止法」に基づく「潮来市障害者虐待防止センター」の周知に努めるとともに、通報窓口として適切な対応を図ります。

2 生活支援の充実

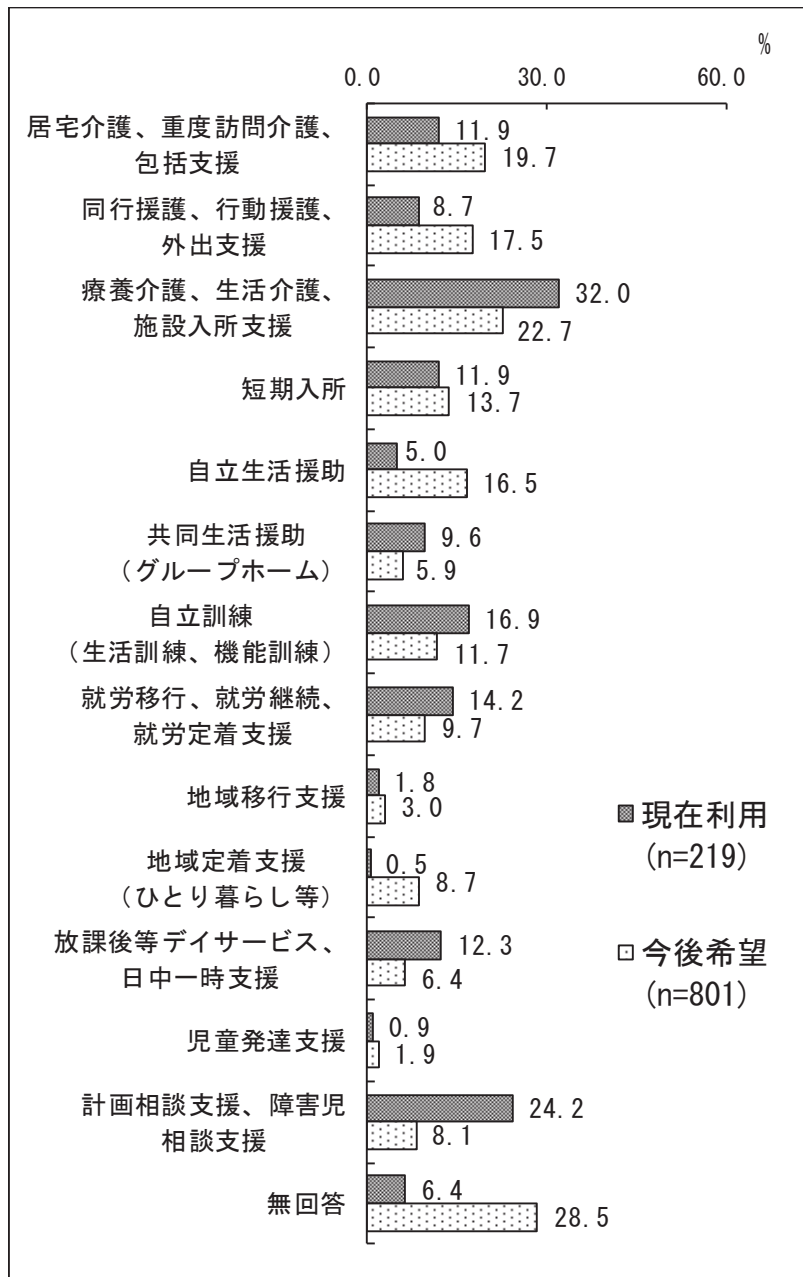
◆現状と課題◆

- 『障害福祉サービス』を利用している人は、アンケート結果で全体の27.3%であり、前回、前々回調査よりも増加しています。今回、利用している『障害福祉サービス』の満足度をみると、「満足」と「ほぼ満足」を合わせると7割を占めています。
- また、『障害福祉サービス』の現在の利用と今後の希望を比べると、特に「自立生活援助」の希望が11.5ポイント高く、「同行援護、行動援護、外出支援」の希望が8.8ポイント、「居宅介護、重度訪問介護、包括支援」が7.8ポイント高くなっています。
- 障がいのある人が地域で安心した生活を継続できるよう、各種サービス内容の周知やサービス提供体制の充実に努めていく必要があります。

▼障害福祉サービスの満足度【経年比較】



▼障害福祉サービスの現在の利用と今後の希望《複数回答》



(1) 在宅サービスの充実

- 『障害福祉サービス』の提供体制の確保と、適正な制度の運用に努めます。
また、自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築に努めます。

担当課など	取 組 内 容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）が住み慣れた地域で、様々な支援を切れ目なく享受できるよう、市内事業所と連携して「地域生活支援拠点等^(※)」の整備に努めます。 ・制度による必要な支援を受けられるよう、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付の普及を図ります。 ・社会福祉協議会と連携して、自宅での日常生活をサポートする生活支援サービスを実施します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ★自立支援給付に基づく支援を行います。 【訪問系サービス】 ⇒居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日常生活用具の給付等事業 ⇒訪問入浴サービス事業 ⇒移動支援事業

※地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進するもの。

- *障がいのある人に優しい街になってほしい。（アンケートから）
- *障がいについては、その人によって必要な手助けや補助が違うので、個人に細かいサポートをしていただきたい。（アンケートから）
- *障がいのある方等の相談を総合的に行う「基幹相談支援センター」の設置が必要と思う。（ヒアリングから）
- *相談支援事業所が少なく、必要なサービスにつながっていないケースがあると思う。（ヒアリングから）

(2) 日中活動の場の充実

○障がいのある人が、自分にあった日常生活を送れるように、多様な日中活動の場を確保します。また、創作的な活動や生産活動の機会、交流活動等を支援します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	・「地域活動支援センター ^(※) 」において、日中活動の場を確保するとともに、日常生活の支援や相談への対応、地域との交流等につなげられるよう支援します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	★自立支援給付に基づく支援を行います。 【日中活動系サービス】 ⇒生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）、療養介護、短期入所、就労定着支援【新規】、 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日中一時支援事業 ⇒地域活動支援センター

※地域活動支援センター

利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。



(3) 住まいの確保

○障がいのある人の地域生活の基本となる住まいの確保を進めるため、グループホームの整備促進を図ります。さらに、入所が必要な方に施設入所を支援します。

担当課など	取組内容
都市建設課	・市内にある県営住宅への案内等を行います。
社会福祉課	・グループホームの整備促進に取り組みます。 ・入所が必要な方への施設入所を支援します。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	★自立支援給付に基づく支援を行います。 【居住系サービス】 ⇒共同生活援助（グループホーム） ⇒施設入所支援 ⇒自立生活援助 ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日常生活用具の給付等事業 (居宅生活動作補助用具（住宅改修費）)

(4) 経済的な支援

○障がいのある人やその保護者を対象に、年金や各種手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免などを行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

○障害者総合支援法に基づく『障害福祉サービス』の周知とともに、適宜、地域での生活を支援するサービスの周知徹底を図ります。

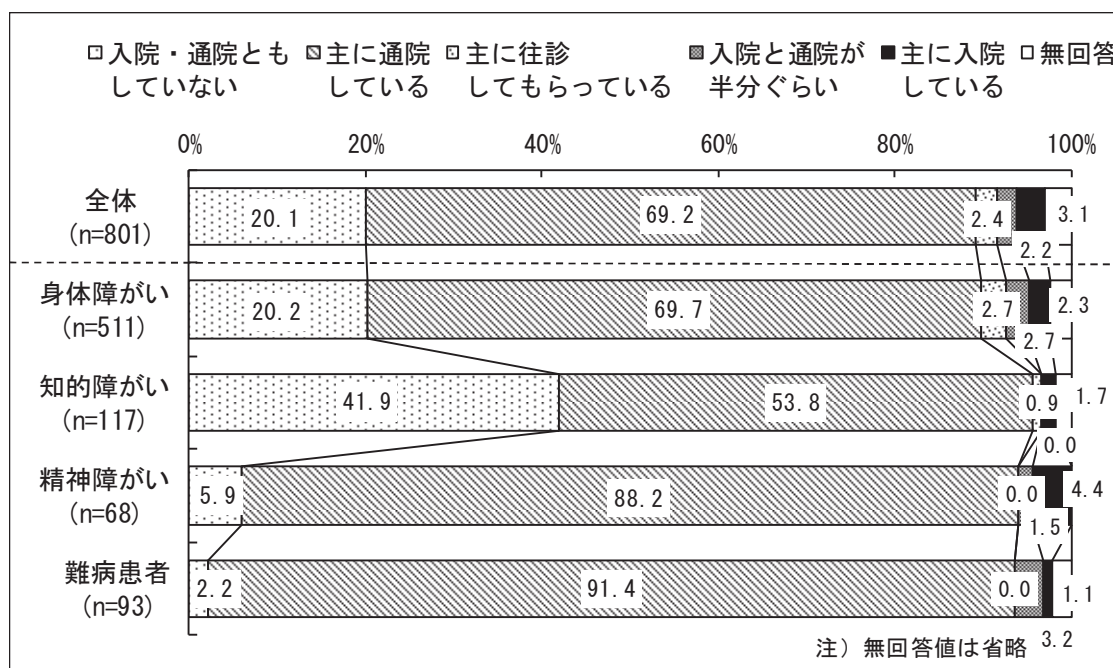
担当課など	取組内容
市民課	・暮らしの安定を支援するため、障害基礎年金の申請受付、障害者年金等制度の周知を行います。 ・医療福祉費支給制度（マル福）により、医療費の負担軽減を図ります。
社会福祉課	・特別障害者手当等、各種手当を適切に支給します。 ・自立支援医療により、医療費の負担軽減を図ります。 ・難病患者福祉見舞金を適切に支給します。 ・社会福祉協議会と連携して、生活資金や福祉資金の貸付を行います。

3 保健・医療体制の充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果から、主な障がいや難病の治療に関して、最近6か月の医療機関の受診状況は「主に通院」が69.2%で最も高く、次に「入院・通院していない」が続いています。また、知的障がいの方は「入院・通院していない」が41.9%で高い割合です。
- ヒアリング調査では、鹿行地域は救急・医療体制が脆弱であり、水戸市や土浦市、千葉県など通院等のために遠方に通わなくてはならず、不測の事態の際に不安という意見が聞かれます。
- 人口の高齢化が進んでおり、障がいのある人も高齢化が進んでいるため、障がいと生活習慣病などが重複しないよう、健康づくりや疾病予防、介護保険との連携強化にも取り組んでいくことが大切です。

▼医療機関の受診状況



(1) 保健事業の充実

○障がいや疾病の早期発見と継続的な支援を行います。また、児童発達支援相談などにより早期対応を図るとともに、こころの健康づくりに向けた取り組みを強化していきます。

担当課など	取組内容
かすみ保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・各障がいに配慮した健診等を通じた健康管理・健康増進に継続して取り組みます。 ・「子育て世代（母子健康）包括支援センター（※）」において、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みます。 ・精神科の医師が相談を受ける「こころの健康相談」を実施します。 ・潮来市自殺対策計画に基づき、関係機関と連携しながら、自殺防止対策に努めます。 ・精神保健福祉に関する講演会や勉強会、ゲートキーパー養成研修会等を開催します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回支援専門員が、母子保健事業や子育て支援と連携して、発達が気になる子の早期発見、早期対応に努めます。

※子育て世代（母子健康）包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援を行っていく総合的相談支援を提供するワンストップの拠点。

(2) 医療との連携

○関係機関と連携をとりながら、障がいのある人が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関との連携強化に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいの方が、地域生活への移行がしやすくなるよう、医療機関との情報交換に努めます。 ・更生医療費を給付します（自立支援医療費）。 ・育成医療費を助成します（自立支援医療費）。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の医療費を助成します（特定疾患治療研究事業）。 ・精神通院の医療費を助成します（自立支援医療費）。

基本目標3 自分らしさを広げる社会づくり

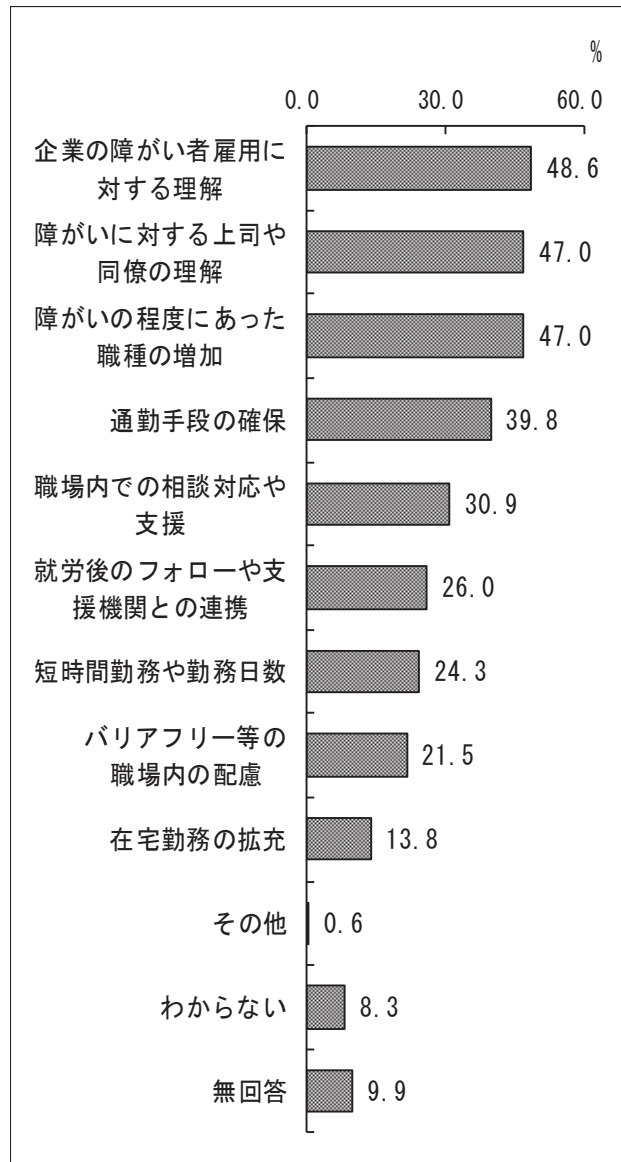
1 就労機会の充実

◆現状と課題◆

- 障がいのある人にとって、就労は経済的自立への第一歩であり、同時に社会参加の最も重要な要素となります。
- アンケート結果では、障がいのある本人が働くことについて「このまま働き続けたい」が9割を占めています。
- 就業に関する支援や日常生活に関する支援は、市や特別支援学校、ハローワークなど関係機関と連携を取りながら、一人ひとりの障がい者に対する支援を行っています。また、鹿行地域では「かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり」が指定を受けて、障がい者の就業支援に取り組んでいます。
- 国は、就労定着に向けた支援を行うサービスの創設や、障がい者の法定雇用率の引き上げなど、障がい者雇用対策に力を入れています。そのため、市としても就労先の拡大に向けて事業所と連携をとりながら地域の就労の場の確保・充実に努めていく必要があります。
- ヒアリング調査では、自分にあった働き方によって就労先を選択し継続できる環境づくりが求められるほか、送迎手段が無いと就労に結び付かない現状が聞かれました。今後、移行支援、就労継続支援（A型、B型）など就労定着に向け、障がいのある人の就労環境に対する理解促進を図るとともに、工賃向上に向けた取り組みが求められます。

○障がいのある人が働きやすい環境については、「企業の障がい者雇用に対する理解」が48.6%で最も高く、次に「障がいに対する上司や同僚の理解」や「障がいの程度にあった職種の増加」が続いています。

▼働きやすい環境づくり《複数回答》



(1) 雇用・就労機会の促進

- 障がいのある人が地域の企業等で就業し、継続して働けるよう、企業や雇用主に対して障がい者雇用に対する理解、啓発を行います。
- 地域の就労移行支援、就労継続支援の事業者との情報交換を深め、多様なアプローチによって、障がいのある人が就労できる環境づくりに努めます。

担当課など	内容
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク常陸鹿嶋や商工会と連携し、障害者就職面接会などにおいて、障がい者雇用を事業所等に啓発します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援を行っている事業所との情報交換を通じて、障がいのある人の就労先の拡大に努めます。 ・国や県が行っている各種の就労支援事業の普及啓発と利用促進に努めます。 ・生活困窮者の相談窓口を周知し、生活困窮者自立支援事業と連携して、就労機会の提供や自立に向けた支援を行います。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ★自立支援給付に基づく支援を行います。 ⇒就労移行支援 ⇒就労継続支援（A：雇成型・B：非雇成型） ⇒就労定着支援

(2) 工賃向上の推進

- 「障害者優先調達推進法」の趣旨に基づき、市や関係機関等において、製品や物品の購入、役務の依頼などにより、障害者就労支援施設の受注機会の拡大を図ります。
- 就労支援を行っている事業所の工賃向上に向けた取り組みを支援します。

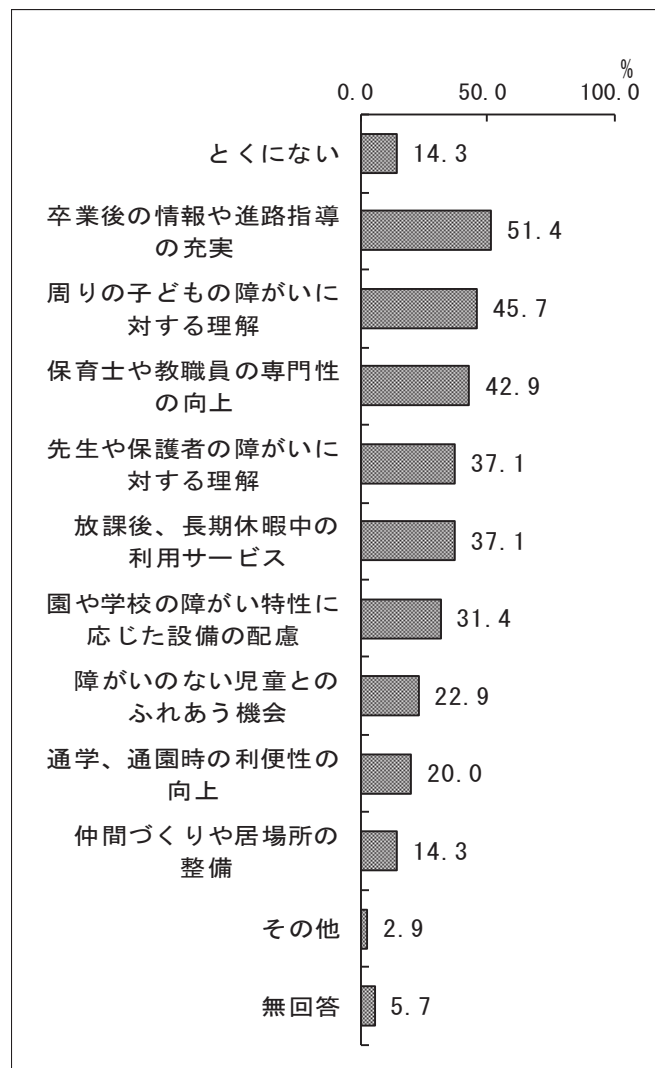
担当課など	内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るため、市の調達方針を踏まえ障害者就労支援施設の受注機会の拡大に努めます。 ・関係機関と連携して、就労支援を行っている事業所のPRなど工賃向上への取り組みを支援します。 ・市庁舎での物品販売や道の駅イベント等において、障害者就労支援施設の販売機会の確保に努めます。

2 保育・療育、教育環境の充実

◆現状と課題◆

- 本市では、巡回支援専門員がこども園を巡回する移動発達支援、幼児教室や個別相談、就学後の相談にも応じるとともに、就学支援相談員や特別支援教育支援員とも連携して切れ目のない継続的な支援に努めています。
- しかし、アンケート結果では、障がいがあることで小学校就学後に放課後学童クラブの利用が難しく、放課後等デイサービスを利用したくとも空きが無いためにサービス利用に結びついていないケースも見られます。
- また、保育や教育について望むことは「卒業後の情報や進路指導の充実」が51.4%で最も高くなっています。
- 保育・療育などの分野においては一定の評価を受けているものの、障がいのある方の就労の場の不足や、障がいのある児童の保育・教育についても、将来の生活に向けて早期からの対応が求められます。

▼保育や教育について望むこと《複数回答》



(1) 障がいのある児童の保育・療育

- 発達支援・育児支援が必要な子どもと、その保護者を対象に、早期から適切な療育訓練・指導を行える療育体制の充実を図ります。
- 障がいのある児童に対して、通所等による専門的なサービスや、できる限り身近な場所で指導や訓練を受けられる環境づくりを進めます。

担当課など	取組内容
かすみ保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談や健診を通して、支援が必要な子どもを把握し、関係課と連携して適切な支援につなげます。 ・乳幼児健診時に「相談支援ファイル」を配布し、切れ目のない継続した支援につなげます。 ・「幼児教室」や子どもの発達に関する相談などにおいて、障がいのある子ども等への関わりを支援します。
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回支援専門員が各幼児施設を訪問し、お子さんの発達等に関する相談に応じます。 ・幼児教室で、言葉の遅れなどの発達・発育面で経過観察が必要なお子さん、発達が気になるお子さんとその保護者に対してフォローを行います。 ・障がい児保育や障がいのある児童の放課後学童クラブの受入れ体制の構築に努めます。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・広域での設置を含め「児童発達支援センター^(※)」の早期確保に努めます。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童福祉法に基づく障がい児支援を行います。 ⇒障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援） ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒巡回支援専門員整備事業

※児童発達支援センター

県の支援施設と連携しながら専門的な支援を行うとともに、より身近な地域において、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などの児童発達支援事業を行う施設です。

- *発達障がい児の学びスペースや遊びスペースを増やしてほしい。（アンケートから）
- *右も左もわからず日々必死に子育てしていた。親なき後のことは雲をつかむようで不安ばかりである。（アンケートから）
- *個人の持てる能力を見極めながら根気強く見守ることが大事と考える。就労支援に関して常に声かけをして努力を怠らない。（ヒアリングから）

(2) 学校教育の充実

○特別な教育的支援を必要とする児童の特性や発達段階に応じて、インクルーシブ教育[※]の概念のもと、きめ細かな教育の実践に努めます。そのため、保護者との一層の連携強化、教職員のスキルアップ、特別支援学校ほか関係機関との連携強化に取り組みます。

担当課など	取組内容
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な児童生徒に対し適切な教育が行えるよう、特別支援教育支援員の適正配置を図ります。 ・教職員のスキルアップを図るため、教員の研修・資質の向上に努めます。 ・特別支援学校の巡回相談の活用や、支援学校コーディネーターの相談を継続的に行います。 ・特別支援学校及び特別支援学級において、障がいのある子どもとない子どもとの交流拡大を図ります。 ・就学相談などを通して、特別な教育的支援を必要とする児童（発達障がい[※]等）に関する保護者の理解を図ります。 ・就学支援相談員を配置し、就学前から何らかの支援が必要な子どもの特性や障がいの程度を把握し、きめ細かな教育の実践に努めます。 ・「教育支援センター」において、引きこもりや不登校児童生徒の居場所を確保するとともに、高校進学へのつなぎを支援します。

※インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。

※発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

主な発達障がいは、以下のようなものがある。

学習障がい（LD）は、軽度発達障がいの1つで、全般的な知的発達には著しい遅れはともなわないうが、学習や対人関係に困難を示す障がいをいう。

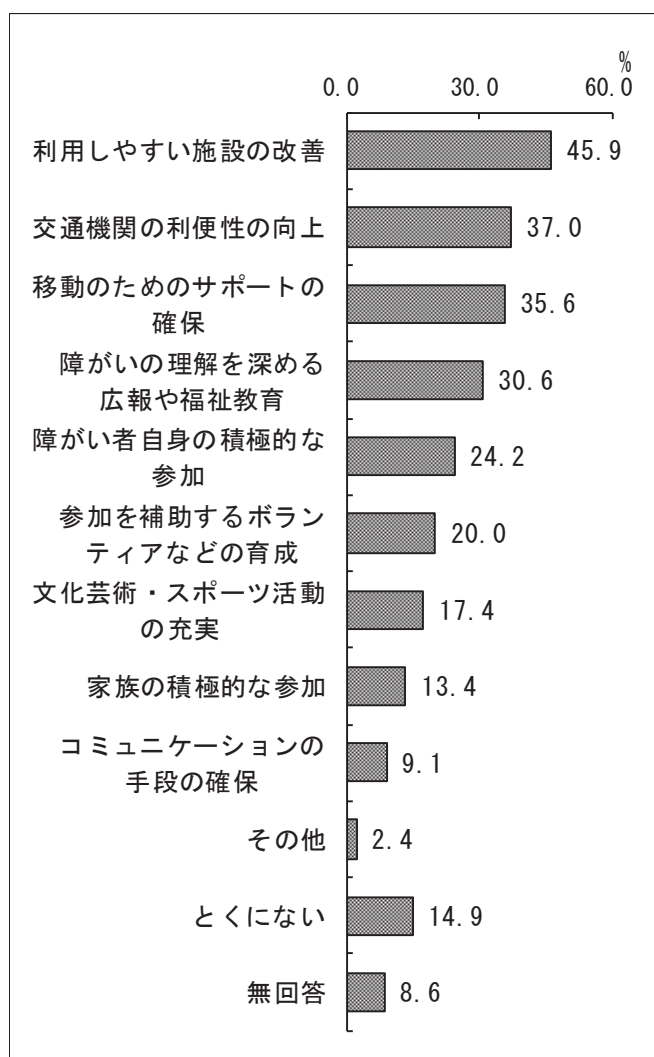
注意欠陥多動性障がい（ADHD）は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいう。

3 社会参加の促進

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が障がいのない人とともに、文化活動やスポーツ活動へ参加することは、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、障がいのない人にとっても障がいに対する理解を深める機会となります。
- アンケート結果から、障がいのある人が、地域や社会に参加しやすい環境づくりに向けて「利用しやすい施設の改善」が最も高く、次に「交通機関の利便性の向上」、「移動のためのサポートの確保」が求められています。
- また、ヒアリング調査からは、障がいの種類及び程度に配慮したスポーツ活動や芸術文化活動の発表の場などを通じて、障がいに対する相互理解を深めていく必要性について意見があげられています。

▼地域や社会に参加しやすい環境づくり《複数回答》



(1) 社会参加・交流機会の拡大

○障がいのある人が自分らしく生活できるように、多様な日中活動の場の確保に努めます。また、障がいのある人の自主的な活動、障がいのある人同士の交流などを支援し、活躍の場の拡大を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して、障がい者の社会参加に向けた自主活動を支援します。 ・当事者団体の活動を推進するため、情報提供に努めます。 ・地域の障がい者施設と連携して、障がいのある人同士やその家族等を対象とした交流機会を確保します。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に配慮し参加しやすい事業やプログラムを提供します。 ・公民館など生涯学習施設において、障がいのある人が安全に利用できる施設整備に努めます。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ★自立支援給付に基づく支援を行います。 ⇒日中活動系サービス ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒地域活動支援センター ⇒移動支援事業 ⇒自発的活動支援事業 ⇒自動車改造費用助成

(2) スポーツ・文化活動の充実

○関係団体と連携して、スポーツ・文化、レクリエーション活動を通じた交流、体力づくりを進めます。また、各種スポーツやレクリエーションの実施にあたっては、障がいのある人が参加しやすくなるよう工夫して実施します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人のスポーツ活動を促進するために、社会福祉協議会と連携して、スポーツ大会等への参加を支援していきます。 ・講演会などの開催時において、関係団体と連携して手話通訳者等の派遣を行います。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭などで、障がいのある人の文化・芸術作品等の展示場所の提供など文化活動を支援します。 ・障がいのある人がスポーツに取り組めるよう、市民プールの利用などを通じて体力づくりを支援します。
生涯学習課 (図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方も読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう配慮した、録音図書や点字図書、大活字本などの収集と利用促進を図ります。
社会福祉課 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒自動車改造費用助成



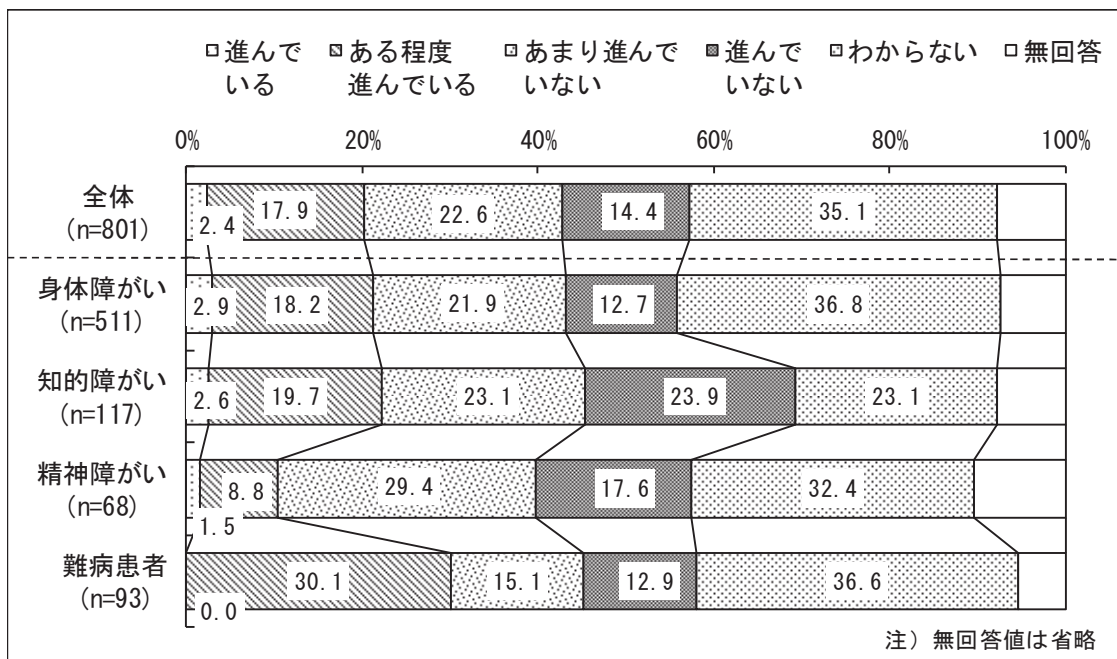
基本目標4 安心・安全に暮らせる地域づくり

1 生活環境の整備

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が暮らしやすい地域は、すべての市民にとっても暮らしやすい地域といえます。
- アンケート結果では、この数年で、障がいのある方に対する地域づくりが「進んでいる」と「ある程度進んでいる」を合わせて2割という状況です。
- 特に“知的障がい”は「進んでいない」、「精神障がい」は「あまり進んでいない」といった回答が比較的多い状況でした。
- 市では、タクシー利用券の配布や広域路線バスなど移動の確保・充実に取り組んでいますが、もっと外出しやすい環境を望む意見もあることから、障がいのある人はもちろんですが、市民の誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めていく必要があります。

■ 障がいのある方に対する地域づくり



(1) 福祉のまちづくりの推進

○公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設のバリアフリー化を進め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。また、障がいのある人などの移動手段を確保します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の移動手段を確保するため、福祉タクシー利用券を配布します。 ・援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク^(※)」等の配布と周知に努めます。(障がい者に関するマークは、資料編を参照)
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して、下肢が不自由な方など公共交通機関が利用困難な場合、外出支援サービス事業として、医療機関等への送迎を行います。 ・必要な方に「タクシー利用補助制度」を周知し、移動手段の確保に努めます。
都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良時に合わせて歩道の確保、道路段差の解消に努めます。 ・すべての人が暮らしやすいまちをつくるため、危険箇所を把握し、交通安全施設(点字ブロックなど)を設置します。
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・県ひとにやさしいまちづくり条例を踏まえ、市民が利用する公共施設のバリアフリー化等を推進します。
企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人など、市民の移動手段を確保するため、広域路線バスの運行確保に努めます。

※ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマーク。



ヘルプマーク (h e l p m a r k)

(2) 行政サービスにおける配慮

○障がい者を理由とする差別解消に向けた理解を深めるための職員研修を実施し、業務において合理的配慮[※]するとともに、不当な差別的取り扱いを行わないようにします。

担当課など	取組内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙等において必要な配慮を行い、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう努めます。 ・「潮来市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、随時、市職員に同要領の周知徹底を図ります。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・市の講演会やイベントなどにおいて、手話通訳者の派遣や要約筆記者の確保を図ります。

※合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的な障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

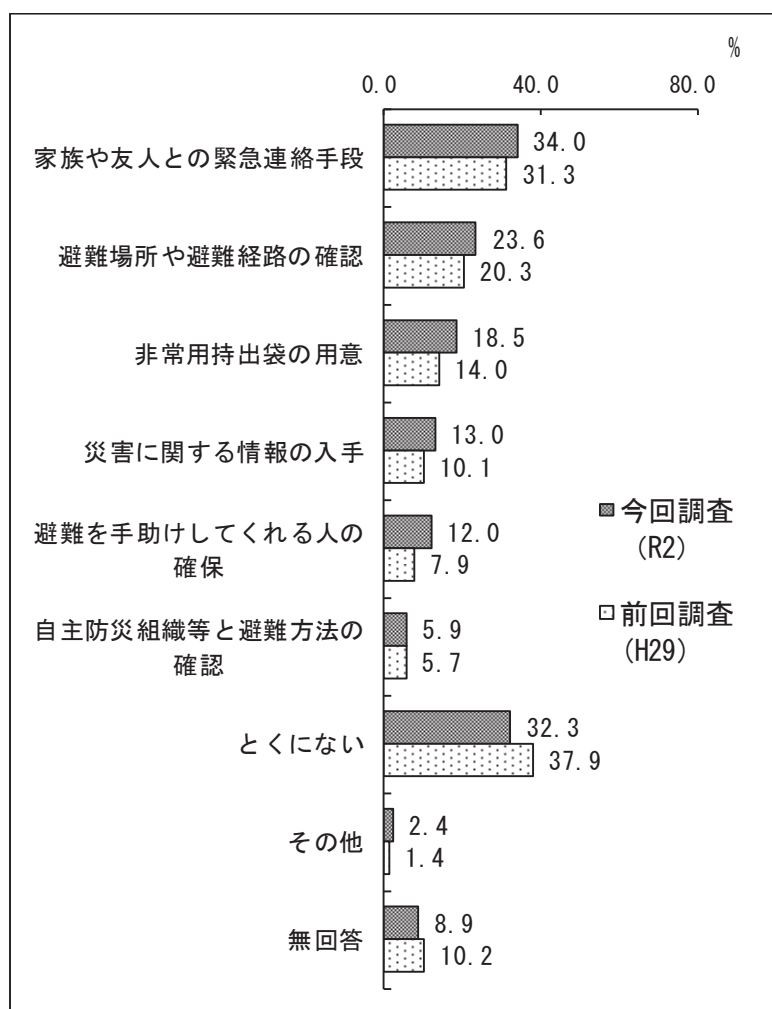


2 安心・安全な暮らしの確保

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、災害に対する日ごろの備えとして「家族や友人との緊急連絡手段」が高くあげられていますが、「とくにない」という回答も前回調査と同様に高い割合です。
- 災害時において障がいのある人の安全を確保するため、自ら避難することが困難で支援を要する避難行動要支援者の避難確保に努めていく必要があります。そのため、福祉避難所等の確保、地域住民の理解と協力を得ながら災害に強い安心・安全なまちづくりを進めていくことが大切です。
- また、交通事故や悪質商法、振り込め詐欺などから障がい者を守るため、交通安全対策や防犯意識の啓発や充実に努める必要があります。

▼災害に対する日ごろの備え《複数回答》



(1) 防災・感染症対策の充実

○平常時から、自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員、消防団、社会福祉協議会などと連携して、障がいのある人や難病患者等の災害時の支援について安心できる体制づくりを進めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の要配慮者への支援を周知するとともに個別避難支援計画の構築を進めます。 ・民生委員児童委員など、地域の見守りネットワーク活動を推進します。 ・緊急時に手遅れにならないよう、緊急通報システムや聴覚障がいのある方にネット119の活用を図ります。 ・社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア研修を行い、ボランティアの育成と確保を図ります。 ・社会福祉施設に災害時のマニュアルを配布し、非常時に備えた安全対策を啓発します。 ・事業所や関係機関と連携して、防災対策及び感染症対策が適切に行われるよう努めます。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会などと連携して防災訓練を行うとともに、自主防災組織への加入を進めます。 ・地域防災計画の改定時に、避難行動要支援者など障がいのある人の対応について、マニュアルを見直します。 ・障がいのある人等に配慮された公設の福祉避難所^(※)を確保するとともに、避難体制の整備に努めます。

※福祉避難所

災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。

(2) 交通安全・防犯対策の充実

○交通安全、悪質商法などに関する情報提供や講座の開催を定期的を実施します。また、障がいのある人や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

担当課など	取組内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全キャンペーンや交通安全教室等を実施し、意識の高揚を図ります。 ・犯罪を抑止するよう、防犯連絡会の活動を推進します。
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターにて悪質商法に関するリーフレット等を作成・配布し安全な暮らしを支援します。

(裏白)

第3編 潮来市第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

(裏白)

第1章 計画の基本的な考え方

○障害福祉サービス等の提供にあたっては、国の基本的な指針を踏まえて、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供を行います。

1 基本方針

障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- 障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、相談支援や障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。
- 障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、多様なインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

地域共生社会の実現に向けた取り組み

- 地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりや柔軟なサービスの確保に努め、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

障がい児の健やかな 育成のための発達支援

- 障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制や専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
- ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

障がい福祉人材の確保

- 将来にわたって様々な障がい福祉に関する事業を安定的に実施していくためには、それを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進とともに、障がい福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

障がい者の生きがい や社会参加を支える 取り組み

- 障がい者の地域における生きがいづくりや社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援に努めます。
- 障がい者が文化芸術を享受鑑賞すること、創造や発表等の多様な活動に参加すること、読書を通じて文字・活字文化の恵みを享受できること等の機会を充実し、障がい者の個性や能力の発揮、余暇活動や社会参加の促進を図ります。

2 令和5年度末における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練など利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。 ○施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。 ○令和2年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
--------	--

■成果目標■

項目	数値等	備考
施設入所者数 (A)	45人	令和元年度末時点の入所者数 (施設入所支援を利用している者の合計数)
【目標値】地域生活移行数 (B)	3人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【目標値】地域生活移行率	6.7%	(B/A)
【目標値】施設入所者数	44人	地域生活移行後の42人に加え、新たに施設入所者が必要な2人を見込む

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障がい者に関する目標値を定めるものです。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度に精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活人数の平均を316日以上とする。 ○精神病床における1年以上長期入院者数(65歳以上、65歳未満)を減少する。 ○入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする。
--------	---

■成果目標■

○目標値は県において算出し、本市は「潮来市地域自立支援協議会」等を活用して協議の場を確保します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

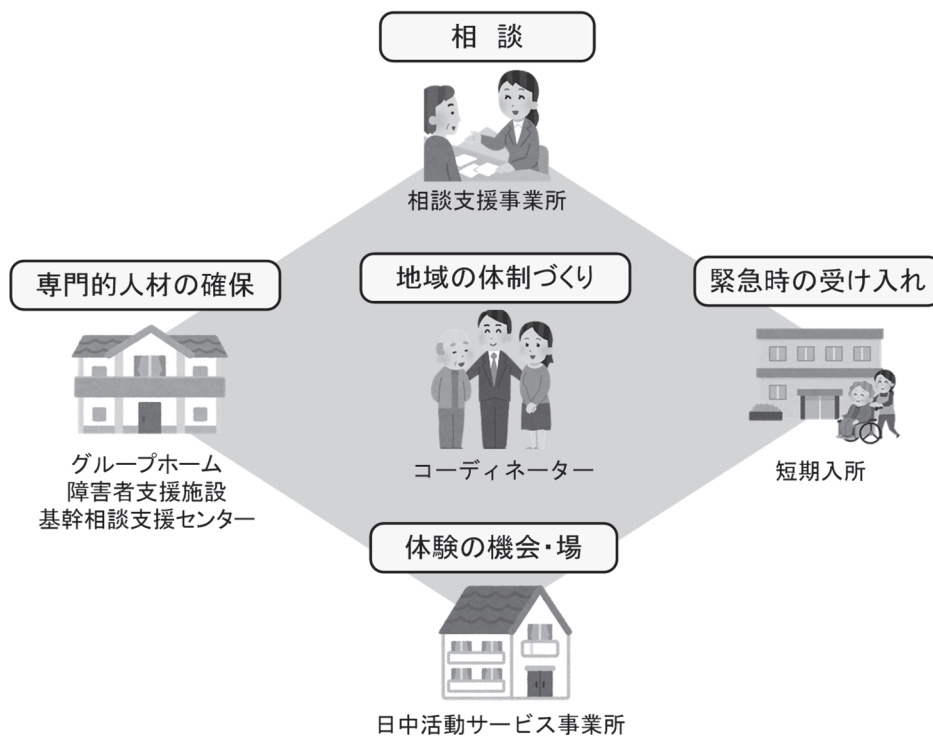
- 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、地域生活支援拠点等の体制を確保していきます。
- 緊急時の受け入れなど市内の障害福祉サービス事業者と調整のうえ、実施可能な取り組みから順次検討を進めていきます。

国の基本方針	○1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
--------	--

■成果目標■

項目	数値等	備考
地域生活支援拠点等の整備数	整備	令和5年度末までの地域生活支援拠点の整備数
運用状況の検証・検討実施回数	1回	令和5年度末までの運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上

▼地域生活支援拠点等のイメージ（面的整備型）



※「面的整備型」は、既存の施設や事業者等との共同により、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保される方法です。市内の各事業所等が連携しながらより総合的に各種サービスを調整して障がい者の地域生活を支援していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 「潮来市地域自立支援協議会」が中心となって、就労支援事業者が確保できるよう、サービス事業者の参入を促していきます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援など、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上とする。 ○一般就労への移行者数は、就労移行支援事業では1.30倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業では概ね1.23倍以上を目指すこととする。 ○就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用を7割とする。 ○就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 ○目標値の設定にあたっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
--------	--

■ 成果目標 ■

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	2人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	3人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	1.5倍	
（うち、就労移行支援事業）	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	2人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	3人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数 （就労継続支援A型1人を含む）
【目標値】 一般就労移行の増加割合	1.5倍	

※令和元年度において、就労継続支援A型及びB型から一般就労した人はいない。

就労移行支援事業等

項目	数値等	備 考
年間一般就労移行者数（実績）	3人	令和5年度の、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の一般就労移行者数の合計
一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	2人	令和5年度
【目標値】 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	66.7%	令和5年度

就労定着支援事業等

項目	数値等	備 考
就労定着支援事業所数（A）	1か所	令和5年度の、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の一般就労移行者数の合計
就労定着率8割以上の事業所数（B）	2か所	令和5年度
【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	200%	令和5年度（B/A）

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置の検討を進め、保育所等訪問支援の提供体制の実施に努めます。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保します。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置・充実に努めます。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。 ○令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。 ○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。 ○医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。
--------	---

■成果目標■

項目	数値等	備考
児童発達支援センターの設置	設置	令和5年度末までに1か所以上 (広域で検討)
保育所等訪問支援の体制の構築	実施	令和5年度末まで
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	確保	令和5年度末までに1か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	確保	令和5年度末までに1か所以上
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	令和5年度末まで(広域で検討)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置	令和5年度末まで(広域で検討)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

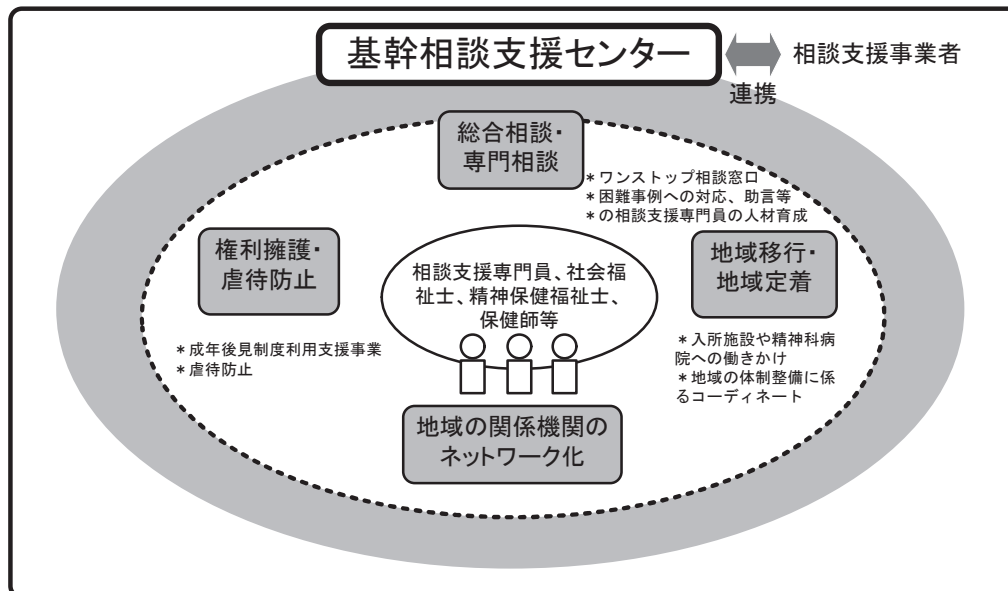
- 「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言のほか、相談支援事業者等の人材の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援の実施を進めます。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。 ○実施にあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
--------	--

■成果目標■

項目	数値等	備考
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	実施	令和5年度末まで

■「基幹相談支援センター」の機能のイメージ



※障がいのある人の相談に対して総合的に対応できるよう、市において「基幹相談支援センター」の設置を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 県等が実施する職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修など通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。
- 障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

国の基本方針	<p>○障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</p> <p>○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。</p>
--------	---

■成果目標■

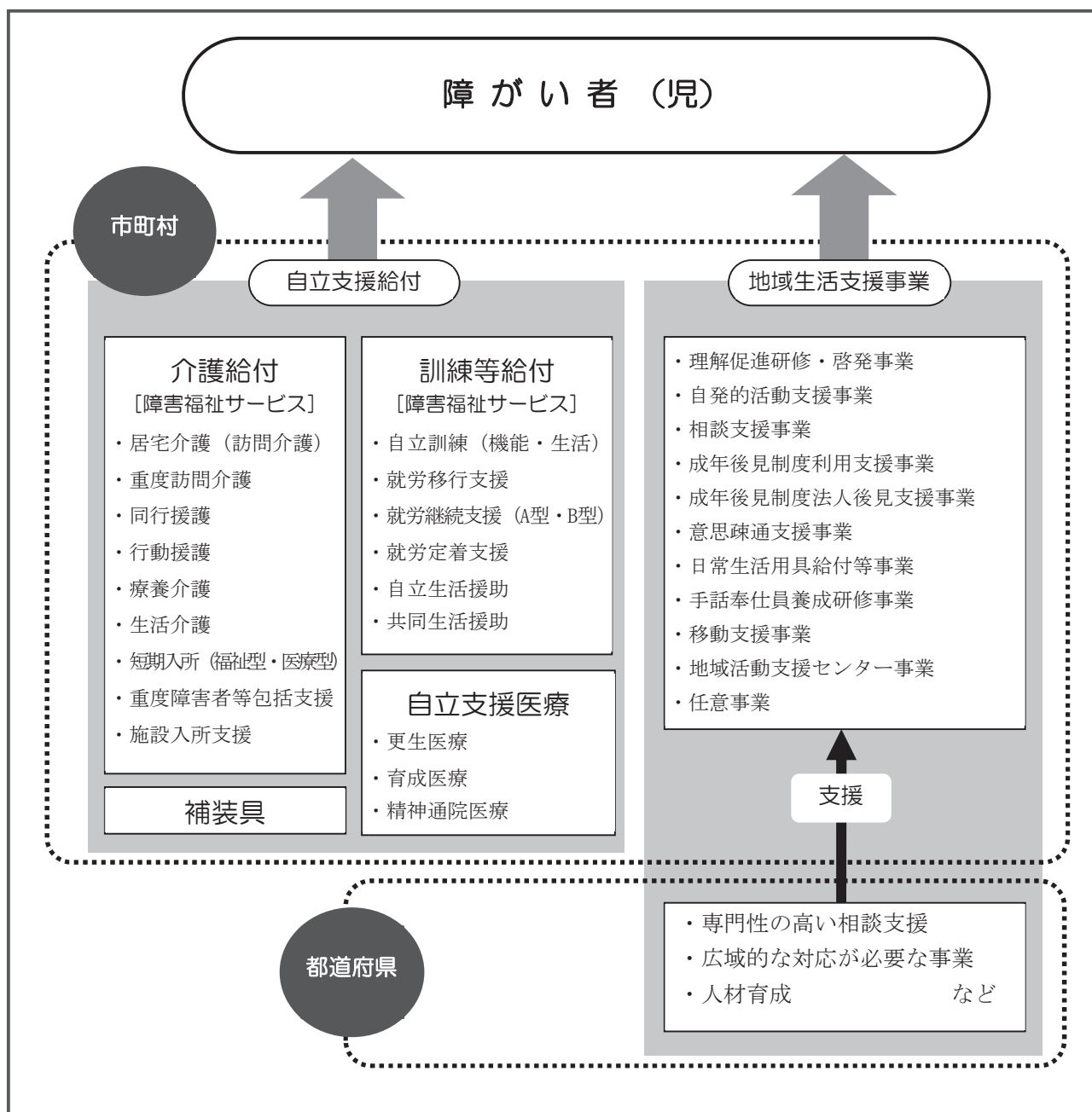
項目	数値等	備考
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	実施	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	実施	



第2章 障害福祉サービス等の内容と見込み量

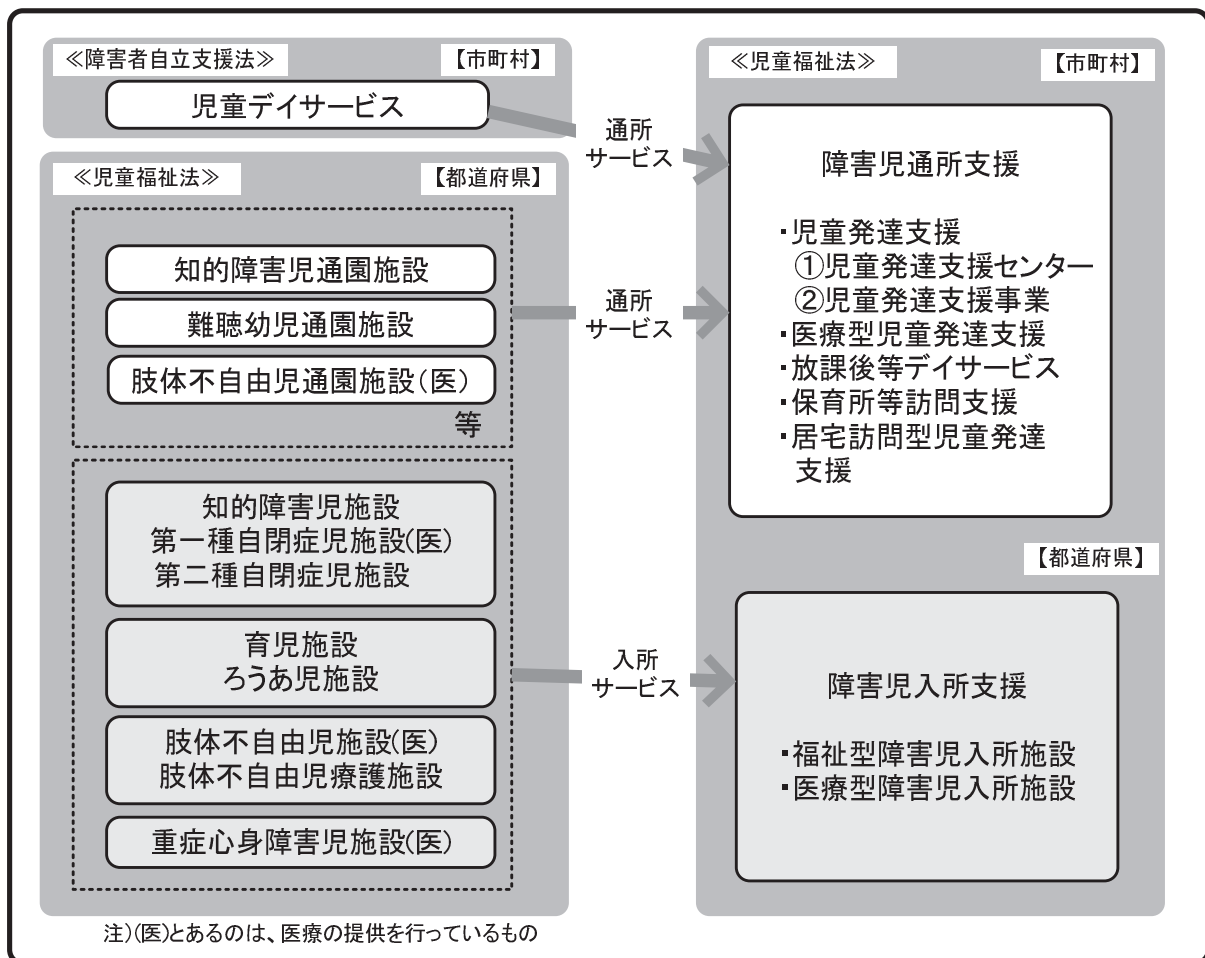
- 障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。
- 「障害福祉サービス」は、障がいの種類や程度、サービスの利用に関する意向及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「相談支援」と、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

■自立支援給付及び地域生活支援事業について



- 障がい児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されています。
- 障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用について申請を行い、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。なお、障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■障がい児を対象とした施設・事業のイメージ



1 障害福祉サービスの内容と見込み

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護【介護給付】

○在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

サービス名	内 容
居宅介護	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。また、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障がいのある人の自宅において、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする重度の障がいのある人に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

■見込量■ 「1か月当たり（10月分）」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護		時間 (人)	534 (32)	508 (31)	488 (31)	520 (32)	550 (34)	580 (36)
重度訪問介護								
同行援護								
行動援護								
重度障害者等包括支援								

■見込量確保のための方策■

○訪問系サービスについては、介助者の高齢化が進む中、利用対象者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者の参入を働きかけるとともに質の高いサービスが継続的に提供されるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中介護サービス【介護給付】

○常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

サービス名	内 容
生活介護	福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	主として昼間において、医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。

■見込量■ 「1か月当たり(10月分)」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護		人日 (人)	1,724 (86)	1,662 (82)	1,728 (85)	1,700 (84)	1,720 (85)	1,740 (86)
療養介護		(人)	(3)	(4)	(5)	(5)	(5)	(6)
短期入所(福祉型)		人日 (人)	47 (6)	85 (10)	47 (5)	42 (6)	49 (7)	56 (8)
短期入所(医療型)		人日 (人)	(6)	(10)	(5)	12 (2)	12 (2)	18 (3)

【各サービスの見込みの単位について】

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数、時間：延べ利用時間数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式) 「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

② 自立訓練【訓練等給付】

○障がい者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり（10月分）」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練（機能訓練）		人日	0	0	17	23	23	46
		(人)	(-)	(-)	(1)	(1)	(1)	(2)
自立訓練（生活訓練）		人日	31	31	0	23	23	46
		(人)	(1)	(1)	(-)	(1)	(1)	(2)

③ 就労支援【訓練等給付】

- 働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。平成30年から就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」が創設されています。

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

■見込量■ 「1か月当たり（10月分）」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援		人日 (人)	161 (8)	170 (8)	203 (11)	220 (12)	220 (12)	240 (13)
就労継続支援(A型)		人日 (人)	146 (7)	191 (9)	243 (11)	265 (12)	265 (12)	280 (13)
就労継続支援(B型)		人日 (人)	699 (35)	820 (42)	908 (45)	930 (46)	950 (47)	970 (48)
就労定着支援		(人)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)

■見込量確保のための方策■

- 日中活動系サービスについては、地域生活への移行が進むことにより、さらなる需要の高まりが予測されます。そのため、新規利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業所による提供体制の拡大等により必要量の確保に努めます。
- 特別支援学校卒業生や在宅で暮らす障がいのある方の要望を見極めて、就労支援事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 居住支援【訓練等給付】

○住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。また、平成30年から地域生活を支援する「自立生活援助」が創設されています。

サービス名	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。

■見込量■ 「1か月当たり(10月分)」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助		人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)		人	28	32	32	34	36	38

② 施設入所支援【介護給付】

○夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

サービス名	内容
施設入所支援	夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり（10月分）」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援		人	43	44	44	44	44	44

■見込量確保のための方策■

- 居住系サービスについては、福祉施設からの地域移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）の拡大を図ります。
- 施設入所支援が必要な方に対しては、専門的な介護等が受けられる体制を確保します。
- 「自立生活援助」について、障害福祉サービス提供事業者と連携してサービス提供体制の確保を図ります。

(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

- 障がい者の自立した生活を支え、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。
- ヒアリング等から「計画相談支援」を行う事業所が地域に少ない状況がうかがえます。そのため、「計画相談支援」の充実が求められます。

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	長期入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、ひとり暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人などに対して、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり（10月分）」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援		人	18	22	25	27	29	31
地域相談支援 (地域移行支援)		人	0	0	0	0	0	0
地域相談支援 (地域定着支援)		人	0	0	0	0	0	0

■相談支援の内容（障がい者の相談支援体系）

サービス等 利用計画	指定特定相談支援事業者 (計画作成担当) ※事業者指定は、市町村長が行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 ◆基本相談支援 (障がい者等からの相談)
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ◇地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ◇地域定着支援（24時間の相談支援体制等） ◆基本相談支援 (障がい者等からの相談)

■見込量確保のための方策■

- 計画相談支援については、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実及び新規設置の促進を図り、相談支援専門員の確保に努めます。
- 入所施設や精神科病院等と連携しながら、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

2 障害児福祉サービスの内容と見込み

(1) 障害児通所支援

○障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

サービス名	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■見込量■ 「1か月当たり（10月分）」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援		人日 (人)	79 (8)	94 (10)	82 (10)	100 (11)	110 (12)	120 (13)
医療型児童発達支援		人日 (人)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
放課後等デイサービス		人日 (人)	165 (12)	204 (18)	341 (30)	375 (32)	400 (34)	425 (36)
保育所等訪問支援		人日 (人)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
居宅訪問型児童発達支援		人日 (人)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

【各サービスの見込みの単位について】

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数、時間：延べ利用時間数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式) 「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

(2) 障害児相談支援等

- 障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。
- ヒアリング等から「計画相談支援」を行う事業所が地域に少ない状況がうかがえます。そのため、「計画相談支援」の充実が求められます。

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児など、医療的ケアが必要な障がい児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。

施設名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援		人	0	9	14	16	18	20
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター		人	-	-	-	設置 (広域で検討)		

■相談支援の内容（障がい児の相談支援体系）

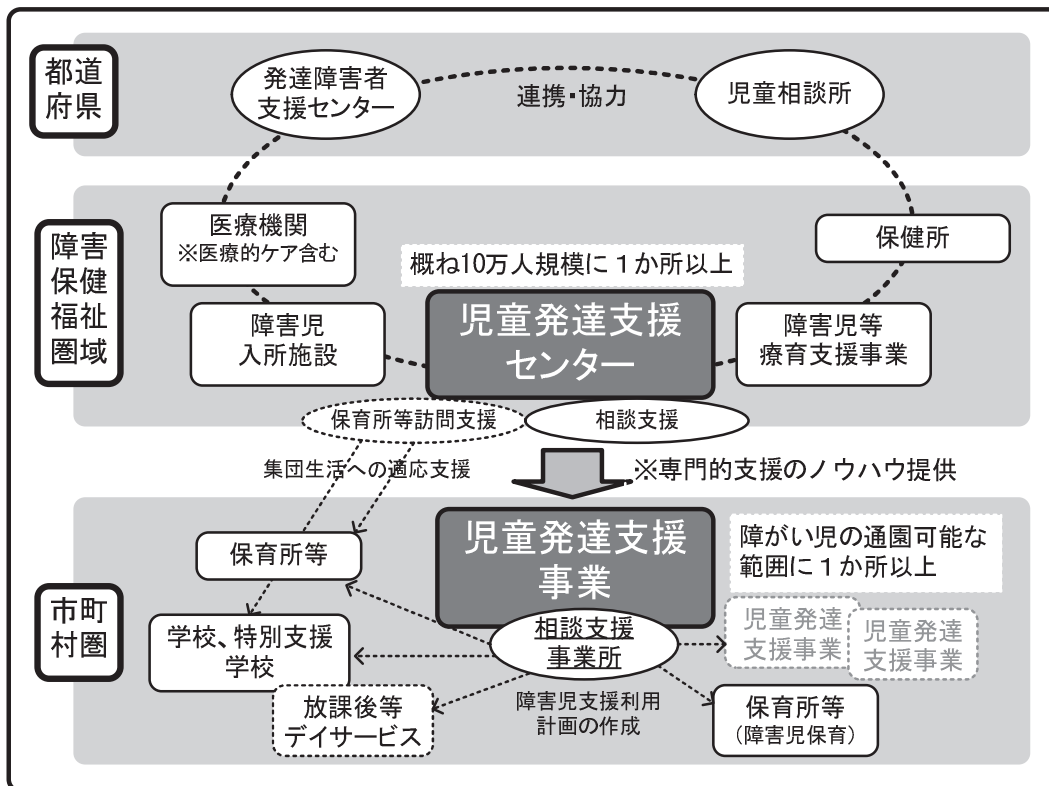
サービス等 利用計画等	居宅サービス	指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う。	◆計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 ◆基本相談支援 (障がい児や障がい児保護者等からの相談)
	通所サービス	障害児相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う。	◆障害児相談支援（個別給付） ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助

注) 障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

■見込量確保のための方策■

- 障害児支援については、障がいのある児童が質の高い専門的な支援を受けられるよう、サービス提供体制の確保・拡大を図ります。
- 「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」並びに平成30年度からの新規サービスである「居宅訪問型児童発達支援」について、利用希望者を把握するとともに、障害福祉サービス提供事業者と連携してサービス提供体制の確保を図ります。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、県等による研修への参加を進め、広域による実施体制の確保を図ります。
- 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備については、障がい児が子ども・子育て支援サービス等を希望に沿った利用ができるよう、認定こども園や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制整備を推進します。
- 広域での設置等を含めて「児童発達支援センター」の設置検討を進め、保育所等訪問支援の提供体制の実施に努めます。

■児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ



3 地域生活支援事業の内容と見込み

【必須事業の内容】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の支払いが困難な人については、その経費の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

【任意事業の内容】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	入浴することが難しい重度の身体に障がいのある人がいる家庭に入浴車を派遣します。
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等への巡回等支援を実施し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がいのある人等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得や就労など社会参加をするために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要がある場合、その費用を助成します。
更生訓練費給付費事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。

■地域活動支援センター

分類	相談窓口	所在地
地域活動支援センター (Ⅰ型)	社会福祉法人誠仁会	銚田市・鹿嶋市
地域活動支援センター (Ⅱ型)	潮来市心身障害者福祉センター(ワークス)	潮来市
地域活動支援センター (Ⅲ型)	NPO 法人 れいめい	潮来市

■実績■

		単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	無	無	無
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	無	無	無
	②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人	2	3	3
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	1	3	2
	②手話通訳者設置事業	か所	0	0	0
日常生活用具 給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	2	2	1
	②自立生活支援用具	件/年	3	2	4
	③在宅療育等支援用具	件/年	4	4	3
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	1	5	3
	⑤排泄管理支援用具	件/年	589	630	630
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	1	1
手話奉仕員養成研修事業		講習終了者数 登録者数	3 0	2 0	0 0
移動支援事業		延べ利用回数 (人)	837 (13)	909 (11)	860 (10)
地域活動支 援センター 事業	自市町村分（Ⅱ型、Ⅲ型）	か所（人）	2（21）	2（21）	2（21）
	他市町村分（Ⅰ型）	か所（人）	1（2）	1（2）	1（2）

▼地域生活支援事業（任意事業）

		単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)
日中一時支援事業		か所（人）	9（23）	11（30）	10（25）
訪問入浴サービス事業		か所（人）	3（4）	2（4）	2（4）
巡回支援専門員整備事業		延べ人数	506	408	460
レクリエーション活動等支援事業		回	0	1	0
自動車運転免許・改造助成事業		実利用者数	0	0	1
更生訓練費給付事業		人	0	0	0

■見込量■

		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	1 有	1 有	1 有
	②基幹相談支援センター等機能強化 事業	実施の有無	無	無	無
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人	3	3	4
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	2	3	4
	②手話通訳者設置事業	か所	1	1	1
日常生活用 具給付等事 業	①介護・訓練支援用具	件/年	3	3	4
	②自立生活支援用具	件/年	2	2	3
	③在宅療育等支援用具	件/年	4	4	4
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	5
	⑤排泄管理支援用具	件/年	640	650	660
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		登録者数	0	1	2
移動支援事業		延利用時間 (人)	900 (11)	920 (12)	940 (13)
地域活動支 援センター 事業	自市町村分（Ⅱ型、Ⅲ型）	か所（人）	2（25）	2（25）	2（25）
	他市町村分（Ⅰ型）	か所（人）	1（2）	1（2）	1（2）

▼地域生活支援事業（任意事業）

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	か所（人）	11（32）	11（35）	11（38）
訪問入浴サービス事業	か所（人）	2（4）	2（4）	2（4）
巡回支援専門員整備事業	延べ人数	510	530	550
レクリエーション活動等支援事業	回	1	1	1
自動車運転免許・改造助成事業	実利用者数	1	1	1
更生訓練費給付事業	人	1	1	1

■見込量確保のための方策■

- 本市では、乳幼児健診から、心理相談、個別相談、幼児教室、移動発達支援と心理相談員等が専門的なフォローを行っています(巡回支援専門員整備事業)。しかし、サービス事業者が地域に増えてきたものの、まだ足りず、上手く利用できていない状況もみられます。
- 地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制を確保するため、潮来市地域自立支援協議会において、必要な事業の充実・強化に向けて検討していきます。
- 身近な地域でより多く手話奉仕員が活動できるよう、養成研修による人材の育成に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、社会福祉協議会と連携して広報や相談支援事業などを通じて、必要な方が利用できるよう制度の周知に努めます。

4 強化が求められる支援内容

(1) 発達障がい者等に対する支援

- 発達障がい児を持つ保護者を対象に、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を進めていくことが求められています。
- 発達障がいのある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、不安や負担の軽減を図ることができる支援、また、情報や意見の交換を行う機会を設けるため保護者向けの研修会などを開催していきます。

(2) 精神障がい者等に対する支援

- 精神障がいの程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携して、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援を推進する必要があります。
- 本市では「潮来市地域自立支援協議会」並びに専門部において保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築していきます。

(3) 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うことが重要です。
- 市において「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援事業者等とネットワークを強化して訪問等による専門的な指導・助言のほか、相談支援事業者等の人材の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援の実施を進めていきます。

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 県等が実施する職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修など通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを進めます。
- 障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

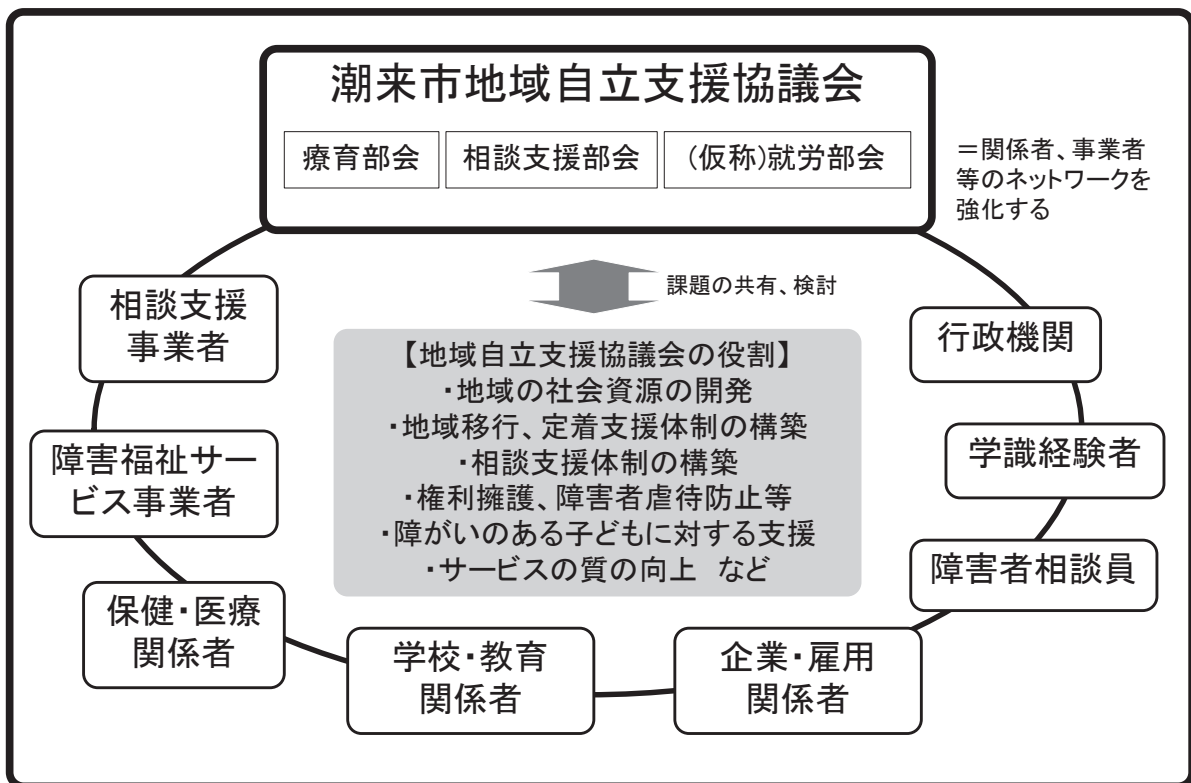
第4編 計画の推進

(裏白)

1 地域自立支援協議会の機能強化

- 計画の推進にあたっては、さまざまな社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関が情報を交換し、連携を強化する必要があります。
- 市では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者等からなる「潮来市地域自立支援協議会」を設置していますが、情報共有や運営の面などから課題も見られます。
- 今後は「潮来市地域自立支援協議会」を地域の障害福祉サービス全体の調整・連携の核としながらも、市の実情に応じた障害福祉サービス提供体制整備の方向性を検討するため、専門部の活動を充実し「療育部会」や「相談支援部会」のほか、「(仮称)就労部会」を設置するなど定期的に情報共有の場、協議の場を設定して、関係者、事業者等のネットワークを強化していきます。

■ 地域自立支援協議会の役割



2 福祉人材の育成・確保

- 障害福祉サービスの普及とともに、サービス利用者も増加しています。今後も、障がいのある人が必要なサービスを受けて地域生活等を継続していくためには、障害福祉サービス提供事業者の確保とともに本人の身体状況やニーズに応じたサービスを提供できることが大切です。
- そのため、本人や家族からの相談に適切に対応し、きめ細かな相談体制・調整等が行える専門的なコーディネーター等の確保に努めます。
- また、地域生活を支援する「自立生活援助」や就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」は、障がい者が地域で自立して生活するうえで重要な役割があります。これらのサービスの担い手を確保育成するため、地域の相談支援事業者の確保に努めながら連携を強化していきます。

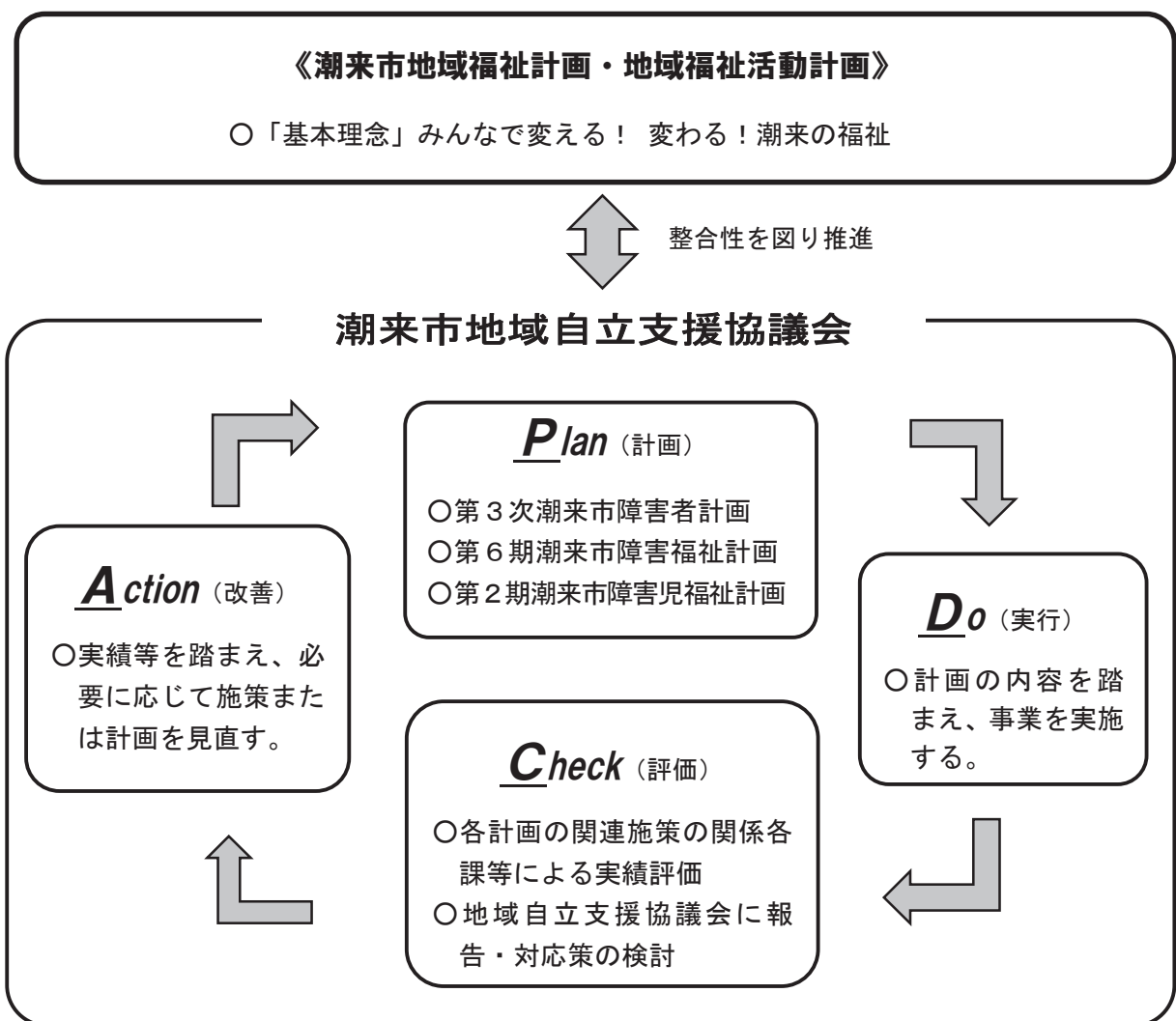
3 関係機関等との連携・協働

- 障がい福祉等に関連する各課との連携による全庁的な障がい福祉施策等を推進します。
- 障がい者団体・家族会等当事者団体との連携を進めます。
- NPO法人との連携を進めます。
- 障がい者（児）、難病患者等の障がい福祉に関する意向の把握及び市民の障がい福祉に関する意識の把握に努めます。
- 保健、医療、教育、雇用などの関係機関、障害福祉サービス提供事業所、介護保険サービス提供事業所との連携を進めます。
- 地域福祉活動の中心を担う潮来市社会福祉協議会との連携により、障がい者等の支援活動、権利擁護、ボランティア活動、生涯学習活動などの関連事業を推進します。

4 計画の点検・管理体制

- 各施策、障害福祉サービス等の年度ごとの進捗状況を把握し、地域自立支援協議会への報告並びに対応策を検討していきます。
- 地域自立支援協議会への報告・対応策の検討を通じて、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）による進捗状況の分析に努めます。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



(裏白)

資料編

(裏白)

1 策定経過

《 時 期 》	《 策定経過 》
令和2年 7月	障がい福祉に関するアンケート 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者、障害福祉サービス（児童）受給者証所持者 （実施期間：7月14日（火）から7月31日（金）まで）
9月 7～ 24日	関係課等調票シート調査
10月 6～ 7日	関係課等ヒアリング調査 地域福祉計画・地域福祉活動計画等と合同
10月 1～ 11月 5日	障害福祉団体、サービス提供事業者ヒアリング
10月 29日	潮来市地域自立支援協議会（策定委員会） 【資料郵送による協議】 1. 障がい福祉に関するアンケート結果について
12月 15日	潮来市地域自立支援協議会（策定委員会） 【資料郵送による協議】 1. 第3次潮来市障害者計画・潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の素案について
令和3年 1月	パブリックコメント（意見の聴取）の実施 （実施期間：1月12日（火）から2月12日（金）まで）
2月 16日	潮来市地域自立支援協議会（策定委員会） 【資料郵送による協議】 1. 計画案の最終確認について
3月 16日	庁議（策定報告）

2 策定委員会設置要綱

潮来市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、潮来市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(平25告示111・一部改正)

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障害者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (6) 市の障害者計画及び障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項。

(平26告示97・一部改正)

(組織)

第3条 協議会に全体会議、専門部会及び個別支援会議を置く。

2 全体会議の委員は30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 権利擁護関係者
- (2) 相談支援事業関係者
- (3) 保健及び医療機関関係者
- (4) 福祉サービス事業所関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 企業及び就労支援機関関係者
- (7) 障害者等教育機関関係者
- (8) 高齢者介護等機関関係者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 障害者及びその家族
- (11) その他市長が必要と認める関係機関等の関係者

3 専門部会と個別支援会議の委員は、前項に定める者で実務を担当しているもの、その他必要な関係者(以下「職員等」という。)で構成する。

(平25告示111・平26告示97・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、会務を総務し、協議会を代表し、全体会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 全体会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 専門部会と個別支援会議は、必要に応じ適時開催するものとし、事務局が招集する。

3 専門部会と個別支援会議の進行は、出席した職員等から互選する。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(個人情報保護)

第7条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、障害福祉担当課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年3月27日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この告示の施行日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、委嘱された日から平成27年3月31日までとする。

附 則(平成25年6月14日告示第111号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年7月8日告示第97号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年8月15日告示第136号)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

3 委員名簿

潮来市地域自立支援協議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	委員			備考
	役職・所属団体等	役職等	氏名	
1	潮来市議会	教育福祉経済委員長	兼 平 直 紀	会 長
2	民生委員・児童委員協議会	会長	荒 原 茂	副 会 長
3	水郷医師会	常南医院院長	松 崎 弘 明	
4	常陸鹿嶋公共職業安定所	統括職業指導官	兜 明 美	
5	行方警察署	生活安全課長	来 栖 圭 介	
6	鹿行県民センター	県民福祉課 主事	河 野 将 弥	
7	茨城県立鹿島特別支援学校	副校長	羽 成 裕 明	
8	潮来保健所	保健指導課長	野 澤 由美子	
9	潮来市身体障害者福祉協議会	会長	松 崎 昌 樹	
10	潮来市手をつなぐ育成会	会長	橋 本 智 子	
11	潮来地方家族会	副会長	青 木 国 子	
12	潮来市障がい者児親の会	会長	吉 川 佳代子	
13	身体障害者相談員	代表	蜷 川 齊	
14	知的障害者相談員	代表	細 根 由 佳	
15	地域活動支援センターⅠ型 メイプル	代表	野 村 達 也	
16	地域活動支援センターⅢ型 れいめい	理事長	森 實 和 子	
17	鹿島育成園	事務長	海老沢 得 位	
18	鹿島育成園アイリス	サービス管理者	中 村 厚 志	
19	(株)グッドライフ	(株)グッドライフ 常務	高 根 由起子	
20	ユーアイ訪問介護	代表	田 崎 由紀雄	
21	社会福祉法人 木犀会 ケアステーション ポプラ	管理者	吉 田 陽 子	
22	潮来市社会福祉協議会 (兼潮来市中心障害者福祉センター・地域生活支援センター)	事務局長	杉 山 英 之	
23	潮来市教育委員会	教育部長	加 藤 益 生	
24	潮来市市民福祉部	市民福祉部長	小 沼 雅 義	

任期：平成30年6月1日から令和3年5月31日

4 障がい者に関するマーク

障がい者に関するマークは、主に次のようなものがあります。これらのマークを見かけた場合には、障がいのある方が活動しやすいようご理解とご協力をお願いします。

マーク	概要	連絡先
	障がい者のための国際シンボルマーク (障がい者に配慮された施設や交通機関の表示)	公益財団法人 日本 障害者リハビリテー ション協会
	身体障がい者標識 (肢体不自由により運転免許に条件がある身体障がい者 が運転する自動車の表示)	警察庁交通局
	聴覚障がい者標識 (聴覚障がいにより運転免許に条件がある身体障がい者 が運転する自動車の表示)	警察庁交通局
	耳マーク (難聴や失聴などの聴覚障がいがあることを表示。手話、 筆談対応可能な従業員がいることを示す)	一般社団法人 全日 本難聴者・中途失聴 者団体連合会
	視覚障がい者のための国際シンボルマーク (視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した施設な どの表示)	社会福祉法人 日本 盲人福祉委員会
	オストメイトマーク (人工肛門・人工膀胱の方(オストメイト)のトイレな どの表示)	公益社団法人 交通 エコロジー・モビリ ティ財団
	ハートプラスマーク (内臓などの身体内部に障がいのあることを表示。個人 で身につけたり、自動車に貼付するのは内部障がい者・ 内臓疾患者に限られる。)	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
	ほじょ犬マーク (身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の啓発 のための表示)	厚生労働省社会・援 護局障害保健福祉部 企画課
	いばらき身障者等用駐車場利用証 (ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等 用駐車場を必要としている方が利用しやすくするための 利用証)	【制度に関すること】 茨城県保健福祉部 健康長寿福祉課 【交付に関すること】 潮来市福祉事務所

第3次潮来市障害者計画

潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月 発行

発行者 茨城県 潮来市

〒311-2493 茨城県 潮来市 辻 626

電話：0299-63-1111（代）FAX：0299-80-1410

市ホームページ：http://www.city.itako.lg.jp/